

# 平成30年第3回上三川町議会定例会会議録

平成30年6月8日（金）

## 2 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明確なる答弁を求めます。

順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 じゃあ、それでは、改めましておはようございます。ただいまより、早速ですけど、ただいまより通告順序に従い、一般質問をいたします。

まず、学校給食における安全対策について、5項目伺います。

学校給食は児童生徒の健やかな健康を培うものだけではなく、おいしい給食を提供することは、児童生徒が日々の学校生活を楽しく送るために欠かせないものであり、また、子どもたちの食に対する正しい知識と、食を選択する力を身につけさせるといった食育の面についても大切な役割を担っており、こうしたことから、安心・安全な学校給食を安定的に提供することが求められています。

本町においては、平成10年に町行財政改革推進計画に基づき、学校給食業務改革により、各学校の給食施設や設備の老朽化等により、抜本的改革の方法として平成14年に誕生した上三川町町立学校給食センターが稼働となり、現在に至っています。

さて、ことしの3月ごろに下野市の小学校で、また、5月には宇都宮市の小学校において、相次いで、学校給食を原因とするノロウイルスによる食中毒が発生しました。両校とも、各学校内にある給食施設での発生でありましたが、本町においては給食センターのもし発生源となった場合は、被害も大きくなることが予想されます。

そこで、本町においては学校給食における安全対策について質問させていただきます。

1つ目に、1日当たりの調理食数、及び調理員数等の管理体制はどのようになっているのか。

2つ目に、食材の検査方法や安全衛生はどのようになっているのか。

3つ目に、子どもたちへの食に関する指導はどのようになっているのか。

4つ目に、ノロウイルス等の食中毒を発生させないための衛生管理はどのように徹底されているのか。

5つ目に、過去において、給食への異物混入事案はあったのか。また、異物混入防止のための対策はどのように講じられているのか。

以上5項目を伺います。よろしく申し上げます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

(教育総務課長 枝 淑子君 登壇)

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

学校給食の調理食数につきましては、児童生徒及び教職員を含めて、1日当たり、約3,000食ほどでございます。

また、本町の給食センターにつきましては、平成28年度より、調理、配送及び配膳業務を一括して業務委託により実施しております。調理業務につきましては、現在、正社員12名、パート社員10名の、計22名体制での実施となっております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

食材の検査につきましては、食材細菌検査、食材残留農薬検査、食材放射能検査及び給食まるごと放射能検査の4種類の検査を実施しております。中でも、給食まるごと放射能検査につきましては、毎日の給食1食分を1カ月まとめて検査を実施しておりますが、提供した全ての給食について、基準値内であることが確認されております。なお、給食まるごと放射能検査の結果につきましては、町ホームページで公表しております。

また、食材の衛生管理についてですが、食材の納入に関しては、栄養士、調理従事者等の立ち会いのもと、品質、鮮度、品温、異物混入等の点検を行い、下処理段階では流水で十分な洗浄と、必要に応じて消毒するなど、食材の受け入れ、下処理段階における管理を徹底しております。揚げ物、焼き物はもちろんのこと、加熱調理したものにつきましては、食品の中心温度が基準値以上になっていることを確認しています。いずれの過程においても、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、食材の衛生管理の徹底に努めているところでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

子どもたちへの食に関する指導につきましては、年間計画のもと、栄養教諭、学校栄養職員が給食の時間に各学校を訪問し、食事の大切さ、箸の持ち方や食事姿勢などのマナー、栄養、地産地消などについて指導を行っております。また、学級活動や家庭科などの教科時間や集会活動においても指導を行っております。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

食中毒を発生させないための調理従事者等の衛生管理につきましては、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、検便による毎月2回の細菌検査を実施するほか、日常的な健康状態の点検を実施、徹底した手洗いの励行や、専用な、清潔な調理服、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用させております。

また、下痢、嘔吐、発熱などの症状のあるときは調理作業に従事させない、調理従事者がノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された場合や、ノロウイルスによる発症者が家族にいるな

ど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者は、ノロウイルスを保有していないことが確認されるまで調理作業に従事させないなど、調理従事者の健康管理、衛生管理の徹底に努めております。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

給食への異物混入事案につきましては、平成29年度に各学校から報告を受けた事案は、野菜に付着する虫や髪の毛など、30件ございました。

異物混入事案が起きたときの対応としましては、食材等の納入業者に原因がある場合には、納入業者に対して原因の特定と再発防止対策の報告を求めるなど、異物混入に対する対策強化を講じております。また、給食センターの作業過程に原因がある場合には、委託業者に対して原因の特定、作業上の問題点の確認、作業方法の見直しなど、再発防止対策の報告を求めるとともに、調理作業員全員に対する周知、改善作業の確実な実践を指導するなど、給食センター内における異物混入に対する再発防止対策の徹底に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、じゃあ、ありがとうございます。それではですね、再質に入らせていただきます。

まずですね、基本的な管理状態をちょっとお聞かせください。まず、給食センターは上三川の町の教育委員会が管理するというので、運営については運営委員会が運営をされると。で、実際に食材をつくる、給食をつくるのが委託会社の方がつくっているという流れでよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 給食センターの管理に関しましては、日常の責任管理者は給食センターの所長になりますが、教育委員会が管理してる形になります。給食の運営委員会に関しましては、学校給食の運営に関する件に関して審議をさせていただく場所となっております。実際の調理に当たっている者に関しましては、現在は委託になっておりますので、委託業者ということになります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 じゃあ、それではですね、まず管理についてですね、ちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

まずですね、給食センターの管理をですね、町としてというか教育委員会として、年に何回ぐらい管理に行かれてらっしゃるのか。あと、町として決められてるチェックシートですとか管理項目、町がこうやってくださいねというふうに、管理してねというチェック項目等はですね、基準は設けられているのかというのをお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 まず、年に何回給食センターを管理ということで訪れてるかということの件でございますが、給食センターのほうから何らかの異常が起きたとか、問題が発生したとか、そういった報告が受けたときに、給食センターのほうを参りまして、そちらの書類と内容等を確認しております。給食センターの建物自体は、きちんと健康管理や細菌検査、そういったものを行っている者でな

くでは入れないエリアになっておりますので、私たちが入れる場所は事務所だけになっております。

日常の健康管理、あるいは衛生管理のチェックに関しましては、チェックシートっていうのがございまして、毎朝、まず出勤すると、出勤した職員がまず健康チェック表に基づいてチェックを行います。その後、衛生管理者が全体的な全員のチェックを行ったほか、学校給食日常点検表っていうのがございまして、それに基づき、作業前のチェック項目、作業中のチェック項目、作業後のチェック項目、それぞれに項目がたくさん設けられてるわけですが、それに関して毎日チェックをし、必ず記録をとり、残しているものとなっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、それでは、町としては特には中に入ってチェックはされてないということですね。事務所で管理シートとかのチェックをされてるという回答だったと思います。多分、給食センターの中の工程表とか、あと、こういう基準でやりなさいよみたいなのは、多分、教育委員会のほうにチェックシートというか、こういうふうにやってますよというのが多分、基準書みたいなのが多分来られてると思うんですよね。私も中のマニュアルとかは見してもらったんですけども、すごく細かいところまで管理されてて、いや、すばらしくよくチェックされてるんだなっていうのがわかりました。

しかしながら、ただこの管理、マニュアルシートの書いてあることがしっかりやられてるのかとかっていうところをやっぱチェックしていかないと、余り意味がないのかなというふうには感じてます。ですんで、そういったところをですね、しっかり管理していったほうがいいんじゃないかなというふうにご検討しておりますけれども、教育課としてどういうふうにお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 給食センターでは毎日3,000食からの給食をつくっておりますので、給食センターの中で何か食中毒とかそういったものが起きた場合には、非常に大きな問題になってしまうことは、日々担当者としても心にあることですので、そういうことを念頭に置きながら、衛生管理基準をもとに、それを遵守する形で毎日仕事に当たっているものと考えております。

また、給食センターはですね、給食センターができた当時、今の給食センターというのはドライシステムというものを導入しております。ドライシステムは、床に水を流すとかそういう形ではなく、湿度が低く、細菌等の繁殖が少ない、衛生的な管理が維持できるシステムを導入しておりますし、また、給食センターの中は衛生的なエリアと非衛生的なエリア、きちんと区別もされており、そこで働く職員に関しまして、きちんとその管理が徹底されておまして、作業工程も衛生的なもので行う作業、非衛生的なところで行う作業によって、しっかり班編成も区別されておりますので、その辺の体制はできていると思います。

また、ハサップという、安全で衛生的な給食をつくるための管理方法として、ハサップというものがあるんですが、その概念を導入しておりますので、毎日作業前にはその日の作業工程であったり、そういったものが事前に確認をされ、そこの調理に当たる職員全員が一日の流れを把握した上で作業に当たっておりますので、給食の作業、調理に当たっている職員全員が、同じ安全で安心な給食をつくと



いう考えのもと、毎日の業務に当たっているものと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、ありがとうございます。しっかり管理をされてると、給食センターに関してはされてるということなんで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

また、例えば、学校給食センターから各学校に給食、運んでますよね。検食をされてると思うんですけども、検食は学校で持ってってから検食をするのか、それとも、給食センター内で検食をしてオーケーにするのかというのを、ちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 給食に関しましては、まず、給食ができ上がった段階で、配送前に給食センターの所長が責任のもとに検食を実施しております。その後、各学校に配送になりますが、各学校に配送になってからは、子どもたちが食する30分前までには、学校の責任者である校長が検食を行って、きちんと記録に残していることになっております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。じゃあ、つくった時点でと、あと、学校に配送されてからやられてるということなんで、ちょっと安心しました。配送する前だけ検食してるのかなと思ってたんで、ほんとと安心しました。ありがとうございます。

それではですね、ちょっと先ほどもちょっと言いましたけども、宇都宮市とか他市町でですね、食中毒が発生した、しましたということで、給食センターの職員さんも自分たちの給食を食べているのでしょうかという質問をさせてください。今ですね、他市町では、そういった食中毒が発生したんで、給食をつくった方は食べないということで、根源がね、例えば、ノロウイルスの根源がどこにあるかという、つきとめるために、今、検討されてるということをお聞きしました。上三川としてはこういったところについてはどのようにお考えになってるのか、お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 現在、上三川町の給食センターでは、調理に当たっている調理師も給食センターでつくった給食と一緒に食しております。

今、議員がおっしゃられた、宇都宮市等では同じ給食を食べないというような検討がされてるといような話は伺っております。ただ、給食をつくるだけで、食べないで、どんなものか食べないで子どもたちに提供するっていうのも、調理を行う者としてはどうなのかなというところもございますので、今後は他市町の動向を見ながら、もし、給食センターの職員は同じものを食するべきではないというようなことであれば、上三川町としてもそういった方向で検討していくことになると思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。じゃあ、ぜひですね、検討していただければなというふうに思います。私もどちらがいいのかっていうのはちょっとわからないんで、十分ですね、周りの市町と調整しながら検討していただければなというふうに考えております。お願いします。

次にですね、異物混入についてお伺いします。

具体的に、何か30件ほど異物が、先ほど回答ではありましたよということだったですけど、どのような異物が混入していたのか。また、混入した場合ですね、どのように関係機関や保護者の方に連絡をされているのかをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 先ほどの答弁の中でも一部お話しさせていただきましたが、平成29年度の異物混入におきましては、野菜に付着するような虫類が10件、髪の毛が4件、ビニール等紙片、そういったものが残りの16件ですかね。合計で30件という形になります。

こちらにつきましては、異物混入があったときの対応なんですけれども、上三川町としては、県立学校の基準なんかを参考に対応しております。野菜に付着するような虫であったり、髪の毛などにつきましては、健康被害が懸念されないものと考えておりますので、そういったものにつきましては、学校から報告があったものに関しては、報告のあった学校にはその原因であったりとか、対策についてはお返しをしておりますが、保護者までの通知のほうは今のところは実施していない状況です。

しかし、今後ですね、健康被害が懸念されるような、例えば、衛生害虫であったりとか、異臭がするとか、プラスチック片が入ったとか、そういったものももし起きた場合には、きちんとした関係機関への連絡、及び保護者へのきちんとした説明、またその後、対応についてもしっかり当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということで、特に重大な被害が起こるような異物混入は今まではなかったよということなんで、ちょっと安心しました。また今後もぜひそのように継続していただければなというふうに思います。また、もしそういった健康に害を与えるような異物が入っていた場合は、しっかりですね、保護者までですね、連絡ができるような体制をですね、整えていっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

私はですね、児童生徒の健全な成長を願うことにおいて、安全で安心な学校給食が提供されることは大切なことだと思っています。学校給食の安全管理状況については、しっかり今確認したとおり実施されているというふうに思いますが、今後についてもですね、給食センターとの連携をしていただいて、ルールをしっかり、しっかり守られているかですね、確認を行っていただけたらなというふうに思います。先ほど言ったとおり、ルールが完璧なものであっても、守られなければ何も意味がありませんので、今後ともぜひよろしくお願いいいたします。

じゃあ、それでは次の質問に入らせていただきます。

次は、道路整備について、2項目伺います。

本町においては、新たな工業団地拡張と新住宅地が計画、施工されていますが、工業団地や大きな住宅ができると、車等の交通量が増えてきます。近年、高齢者の交通事故が多発する中、周辺住民の方々には、徒歩、自転車等の安全についての心配は高まっています。特に、通学生徒、学生を持つ保護者の方々には不安を感じているとの声を聞きます。

そこで質問します。

1つ目に、石田地内にある新産業団地周辺の道路整備はどのように考えているのか。

2つ目に、上蒲生地内における新住宅周辺の道路整備はどのように考えているのか。

以上2項目を伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

新産業団地周辺の道路整備計画としましては、計画地の西側を南北に通る町道3-123号線を、新産業団地へのアクセス道路として拡幅整備を行います。インターパークから石田工業団地につながる町道3-121号線の南端から、新4号国道上蒲生願成寺交差点から西に延びる町道3-011号線までの約1.1キロ区間の整備計画となっております。2021年度、平成で言いますと平成33年度内での完成を目標としております。

次に、2点目についてお答えいたします。

事業区域の東側隣接道路につきましては、宅地開発に伴う開発業者との協議により、道路幅員6メートルに拡幅され、今後、一部歩行者スペースとしてカラー舗装をされる予定です。

このため、現段階では北小学校への通学路の安全を確保するため、北側に向かう残りの部分についても同様の整備を計画しているところでございます。

また、その他周辺道路、主に県道宇都宮結城線への接続道路につきましては、住宅分譲に伴う道路利用状況や交通量の変化を確認しながら、円滑かつ安全な通行が確保できるよう、整備を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。今ですね、道路整備をしていただけるということなんで、ちょっと安心しましたけれども、今の、まず先に、新産業工業団地のところは、33年度ぐらいまでには道が広がるよということなんですけど、それまでに産業団地の整備というのは、工事というか、それは入ってこないんでしょうか。

結構工事が入ると、工事車両、ダンプとかいろんな車が多く走ってくるんで、今の状況だと、結構インターパークからずっと下に南下してくるところ、結構道が狭くて、交通量も最近すごく増えてます。特に、南のほうに来て、宇佐美のガソリンスタンドのところに出てくる周辺は、カーブも多くて、すごく見通しが悪くなってるので、すごく危険かなというふうに考えてますけども、工業団地の整備に入る前に道ができるのかといったところをちょっと教えてもらえればなと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 産業団地の整備のスケジュールにつきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。産業団地造成の計画っていうことでございますが、産業団地に

つきましては、施工につきましては県にお願いしたいということで考えてございまして、用地取得については、平成30年度から31年度にかけて実施していきたいということで、計画しているところでございます。

こうした中で、造成工事については、用地取得が計画的に進めていけることを前提とした場合には、平成31年度から工事に入っていきたいということで、町のほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、そうすると、33年度に道ができるということなので、31年度から工事が始まるよということなんで、その辺の安全対策とかっていうのは、町としては考えてられるんですか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。産業団地の区域内につきましては、町道等が走っていないっていうか、新設道路になる場合には、安全管理に対しては都市建設課で実施する道路工事とは余り重複しないとは思ってございますが、中に町道等が走ってございますので、その部分については都市建設課と十分協議しながら、工事のほうを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 じゃあ、まだ工事が先なんで、これから、先といってもあと2年。一番早くて2年ということなんで、しっかりですね、都市建設課と連携とっていただいて、まずはお子さんのね、通学、通勤とかですとか、歩行者の安全確保ですね、しっかり検討していただいて、産業団地の工事に入っていただいて、また道路整備をですね、進めていっていただけたらなというふうに思いますので、お願いします。

それから、2件目の新住宅地建設地もですね、道が6メートルほどに広く広がるという話を、ちょっときょう初めて聞きました。ありがとうございます。また、歩道もできるということなんですけれども、多分横の、新団地があって、そこの横の今までである団地との間の道が広がるのかなというふうに、多分、今、認識しました。それって、ずっと上三川街道までつながるのか、といった計画はあるんでしょうか。教えてください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいま町長が答弁しましたとおり、今回の住宅団地の開発エリアにつきましては、開発事業者のほうでセットバックをしまして、その区間については6メートルの道路というふうな形で、今現在、拡幅されてございます。

今後の町の計画としましては、それを北のほうに約60メートルの区間は、今、現道のとおり、狭い道路でございまして、そちらについては同じく6メートルに拡幅をするというふうな計画でございまして。

今、議員が申しましたように、県道のほうに抜ける道路っていうふうなことでの整備計画っていうことですが、県道に抜ける道路は、あそこの団地周辺ですと2カ所ほどあります。今現在は、幅員が6メ

一トール程度の道路でございますけど、そちらのほうの拡幅整備とかそういうものにつきましては、先ほどの町長の答弁したとおりですね、今後の交通量の状況を見きわめながらですね、計画していきたいというふうなことで、今現在は考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。道が広くなるということなんですけども、ただ、今後の、家が建って、どのぐらいの人が入って、どのぐらいの交通量になるかということからまた考え直すという、今、回答だったと思いますけども、140軒ほどの大きなあそこは団地になります。予想としては、かなりの交通量が増えていくってところを、町としても早目に予想をつけて、先取りした動きというかね、そういったところをしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

そういった計画があるよということになれば、人口減少とか住宅の促進ですとかといったところでも、この140軒が早目に埋まるということは、町としてもいいことなんじゃないかなというふうに考えますし、こういうふうに道路整備できるんですよといったところを、その土地を売ってらっしゃる会社のところにも情報を入れてもらって、こんなふうに道ができるから、安心して家をね、買ってくださいねとかっていう、ちょっとPRにもなるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ早急にですね、検討していただいて、まあ、あそこに住む方が、特にお子さんがね、学校に通学する歩道ですとか、しっかり整備されるというですね、ことをですね、ぜひ早目に計画を入れていただけたらなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。はい。

新工業団地による雇用の創出、また定住促進、人口減少にも、この2項目に関してはすごく寄与される事業だと考えております。町としてもですね、上三川に来てよかった、また、上三川愛を持っていたくための取り組みが重要な課題になるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ快適で住みやすいまちづくりをですね、目指してですね、前向きな取り組みをですね、お願いしたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 それでは、通告順に従いまして、ただいまから私の質問に入らせていただきます。

今回は、2点ほど質問を用意してまいりました。1点目は、上三川町防災行政無線について、2点目は、上三川町第2期食育推進計画についてを質問させていただきます。

まず、1点目ですが、上三川町防災行政無線について。今般整備されました防災行政無線の整備概要と、今後、有効活用するための町の運用方針はどのように考えているのかについてお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町における防災行政無線の整備につきましては、災害現場と災害対策本部との連携、避難所と災害対策本部との情報共有化を図るために、各避難所設置用の半固定型無線機、公用車用の車載型無線機、また、対策本部用の携帯型無線機の配備を実施いたしました。昨年度より、避難所担当職員や消防団員など、災害時に優先して使用する者向けの研修を行い、無線機取り扱いの習熟を図ってきたところでございます。

今後は、全職員に向け、災害時の有効な連絡手段として、ふだんから機器の操作に慣熟するような研修を行うほか、今年度中をめどに、防災行政無線の管理運用規程を策定したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今回整備されました防災行政無線の竣工検査はいつごろ行われたのか。それと、関東電波管理局、いわゆる総務省、ここの管轄だと関東電波管理局でございますが、ここの申請し、開局した日はいつか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 手元に資料がございませんので、調べてご返答したいと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 竣工検査の日も同じような、資料がないということでよろしいんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、手元に用意してございませんので、申しわけありません。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、ただいまの件については、後ほど報告願いたいと思います。

多分、今回設置した防災行政無線は、電波法の第2条第5号に規定する無線局かと思われませんが、上三川で配信された、割り当てられた取り扱いの無線の周波数はどういう単位を利用しているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 申しわけありません、手元に資料、ございませんので、後ほど回答したいと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私も過去にですね、これはアマチュア無線ではありましたが、やはりアマチュア無線の免許を取得しまして、関東電波管理局に登録し、コールサインをいただき、そして、144メ

ガ帯の電波を利用して、通信を楽しんでいた経緯があります。アマチュア無線でさえ、このような取り扱い、届け出をしているので、ましてや防災行政無線ということで、公の場で利用するものについては当然このような法律の範囲内で行っていると思いますので、善良な管理運営が必要であるということを電波法ではうたっております。

私がアマチュア無線、やってるころには、周波数帯には多くの無線局が利用していたということで、かなり天候の状態によっては無線の飛びが悪いとか、無線の飛びが非常にいいとかということで、いずれにとっても混信状態が続いたときがありますが、上三川町で設置した無線機の電波の飛距離はどの程度のものなのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 無線の飛距離でございますが、具体的な数字的なものは私のほうでは把握しておりませんので、お答えできないんですが、竣工検査等では、庁舎から町内区域内ですね、は通じるということでの検査が済んでございます。

ただし、無線におきましては、先ほど町長答弁でございましたとおり、固定式のもの、また携帯系等、種類がございます。その大きさによって電波の飛ぶ距離が違いますので、全てのものが町内の区域内全部をカバーするということではございません。半固定式の大きなバッテリーを携帯して持ち運ぶものと、ほぼ町内全部をカバーするんですが、大きな携帯系のものですと、現場での団員間というような無線の使い方になるという差がございます。ただし、半固定式のものですと、本部局が役場になりますので、そこと現場のほうとの交信が可能ということでございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今回の防災行政無線については、総額1億4,000万くらいかかったというふうに聞き及んでおりますが、実際的に、竣工検査はいずれにしろ、実際無線機が使えるように整備された、物理的に整備された、工事が完了したのはいつごろでしょうか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 具体的な時期については、ちょっと記憶のほう、ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いずれにしろ、平成29年度内には完了したということでよろしいですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 28年度に導入したもの、29年度に導入したもの、それぞれ年度内には完了してございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それで、29年のは、いわゆる29年度内に工事が完了しました。そして、平成30年の4月1日以降には、もう通信可能なような状態になっていたのかなというようなことで理解しておりますが、30年度に入って4月が経過し、5月が経過し、いつ災害がやってくるかわからないような状況下。ましてや、もう既に台風5号の予測がされている中、いつでも通信可能な状況で利用可能にしておかなければならないということでございますが、この無線機の取り扱いについて、職員は既

に承知しているものと理解してありますが、この辺のところをどういうふうなりハーサルや、取り扱いの実際の説明会を職員に行っているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 職員への講習なんですが、現在のところ、全職員にはまだ実施してございません。昨年までに実施した講習につきましては、災害時に一次的に対応する職員ということで、現場に駆けつける職員を対象に、2回ほど実施してございます。全職員への講習につきましては、今後予定してございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 災害に携わる職員には対応してるということでございますが、これ、4月になってからもうやったっていうことでよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 災害時に対応する職員、また避難所等に対応する職員につきましては、昨年度中に実施してございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 車載用は、車にも設置しましたよというふうな話を以前から聞いています。車をきょう、議会前に早く来て、一応眺めさしていただきました。ついている車とついてない車があります。ちょっと無線機で気になったやつなんですけどもが、通常、私がやってたアマチュア無線のころは、こちらから呼びかけて、誰かが今度反応して、こっちが話す、向こうが話すということ、マイクのスイッチを入れながら交互にやってたわけなんですけどもが、そういった交互にやるような方式の無線機なのか、それとも、携帯電話のように同時にお互いが通話できるような形態の無線機なのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 無線につきましては、私が使った感じでは、同時通話というふうに感じております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、携帯電話のように、お互いが同時に通話できるっていうことでよろしいですね。

それと、緊急用、非常事態の無線機ということで、車載用の無線機については常時スイッチが入っていませんと。しかし、車に乗ったときにスイッチを押し忘れて、無線機が電源が入ってないというような状況があるかと思えます。ただ、私は車載用の車については、いつでも連絡をとれるようにスイッチが入っていて、車のエンジンの、かければ同時に無線機のスイッチが入るものでなくてはならないかなというふうに思ってますが、この辺のところの無線機の起動はどうなってるのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの議員のご指摘なんですが、実際のところ、運用規程は今年度中に作成する予定でございまして、そこまで詳細についてはまだ検討していないというのが実情でござい



す。議員の意見を参考に、車乗車時には電源の扱い等、今後、議員の意見を参考に検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、それでは今のところ、無線機の機能として、配線によってスイッチが入る入らないがあるかと思うんですけども、現在はどのような状況になってるのか。スイッチを入れると、無線機が自動的にスイッチが入るのか、それとも、車に乗ったときに無線機のスイッチをオンにして、初めて無線機にスイッチが入るのか、これは現状ではどうなってるのかということをお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの質問に、大変申しわけありません、私、役場の電話のほうで車のほうからの無線を受けた形だったものですから、車のほうがどうなってるか、記憶がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 総務課長だけが無線の実態にかかわったというだけでなく、ほかの課長さんとかかわっている人がいるかと思うんですけども、これのところについて理解している方がおりましたら、説明していただければと思います。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 車載の電源につきましては、乗ってから電源をつけるような形になってるかと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私がなぜこのようなことを聞いたかということ、災害はいつやってくるかわからない。きょうは災害、ないだろう、天気予報でも何もないだろうというふうな状況。ただ、地震はあるかもしれません、突風がいつ起こるかわかりませんというときに、災害時の緊急的連絡をとるのに、スイッチを入れ忘れてて連絡がとれなかったという状況にならないために、私が希望するところ、思うところは、車のエンジンをかけると同時に、もう無線機がスイッチ、入りますよというふうな状況になってたほうが、スイッチが入ってなくて通信が不通だったというふうなことがないかと思われまので、ぜひともそのような形で無線機の起動ができるようにしてくればというふうに思います。

それと、多分、平成30年の4月1日には無線機が整備されましたよということ。それで、4月1日から運用開始ができるように、それ以前になぜ防災行政無線管理運営規程っていうものを整備、前もって整備しておかなかったのか。この辺のところをお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大変申しわけありません。そちらにつきましては、私の指示が部下のほうに伝わってなかったということかと思っております。申しわけありません。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が退職する三、四年前のころ、職員提案制度というものがなされてまいりま

した。そうした中で、町の実情っていうものを、例規集を見ながら、実態っていうものをまた見てまいりました。職員提案制度の中で、防災行政無線の管理運営規程はどうなのかということで提案した記憶はありませんけども、その当時、ほかの市町村の行政の実態っていうことをホームページ、例規集で見たときに、芳賀町や茂木町、小山、その他の全国の市町村では、防災行政無線管理運営規程ということが、例規集の中で拝見しております。何で上三川町は以前の、入れかえる前の防災行政無線の管理運営規程をつくっておかなかったのかなというふうに、不備で、この辺のところは不備なのかなというふうに感じておりました。以前の無線機も、これは総務省が管轄する電波法に基づく無線局であったことは間違いのないと思います。

それで、先ほど総務課長の答弁で、今後1年間かけて管理運営規程を整備していくというふうな話でございましたが、1年もかかるのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 規程の作成にどれぐらいかかるかということなんですが、私のほうとしては、今年度中と先ほど答弁いたしました。具体的に1カ月か2カ月かというのは、これから部下と協議しないとわからないので、具体的な数字についてはここでは申し上げられないのが実情でございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いつ緊急事態が発生して、この無線機を合理的に全職員が運用内容を理解して災害に従事するかということ、もう今年度中ということになると、長くて平成31年の3月ということ。そうすると、また10カ月もあるわけです。台風5号に発展するんじゃないかというふうな気象情報が入ってます。6月の豪雨、梅雨時期、そして、これから押し寄せてくる台風、それとか風による、それとか増水による河川の事故、これらに対して無線機が、1億4,000万かけた無線機が有効に利用されないんじゃないかというふうに心配しております。いざここで避難が、しなくちゃならないというとき、避難場所に携帯用の無線機を持っていく、そして、この運用方針が合理的にされないという事態が生じてくるんじゃないかということで思います。

小山市の防災行政無線管理運営規程、これはもう昭和61年の3月にできております。当然このころ、上三川町もこれに値する防災行政無線を保有してたと。もうこのときに運用規程があってもしかるべきだというようなことではございますが、小山市の防災行政無線管理運営規程などを見ますとですね、定義として、「無線局 電波法第2条5号に規定する無線局をいう。基地 陸上移動局を通信の相手として小山市役所に設置する移動しない無線局をいう」。(3)として、「陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう」。無線系として、「前3号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう」。そして(5)として、「無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう」も、上三川町には無線従事者っていうのはいるかと思うんですが、その無線従事者は誰がなっているのかということ、1つお伺いします。

そして、小山市は総括管理者というのがおります。それと、管理責任者というふうな役目を持つてる人も任命されてます。そして、通信取扱責任者というものも定まっております。そして、無線従事者の配置とか無線従事者の任務、通信取扱者、無線局等の管理、備え付け書類の管理、これは業務日誌です

ね、通信記録簿だと思うんですけども、こういったものはそれほど時間のかかって整備されるものじゃない。

私は、できるだけ整備されたこの無線局がいち早く合理的に災害に携わる職員の理解のもと、運用されることを望んで、6月末ころには、ほかの市町村の無線の設置状況と本町の状況を照らし合わせれば、そんな時間がかからないで、今年度中という言葉は出てこないんじゃないかと思えますけども、早急に整備されたいと。無線局はできましたよ、機械は整備されましたよ、運用規程ができてませんよということになると、前回質問した緊急エリアメール、これは運用方針がまだ決まってないんで、あるんだけどやってないというふうな答弁だったと思えますが、私が質問した間もなく、1週間、10日ぐらいに、緊急メールを配信しますということがホームページで載せられてました。質問してから10日、2週間くらいだと思います。質問したときには、運用規程がまだできてないからというふうな話でした。ところが、2週間くらいで運用規程ができたんで、ホームページに掲載したのかなということで理解してました。今でもそういうふうに信じてますけどもが。

ですから、役場でも防災無線の管理運営規程じゃなくて、いろいろ要綱などを各課でつくってますけども、要綱とか規則は議会の議決にかける必要がないということで、職員が一丸となって近隣市町村の防災行政無線の管理運営規程等、眺めながら、上三川町の実態に合ったような形でつくるのには、多分一月ぐらいしかかかんないと思います。それができれば、決裁をもらうのにも1週間くらいしかかからないと思いますんで、早急な整備をお願いしたいと思えますが、町長、どのように感じとってますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 まだその整備がされてないということですので、事務職員と早急にその整備を進め、整備された防災行政無線が有効に使えるように進めていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町民の生命と財産を守る、安全・安心な生活を送るための危機管理の設備でもありますので、ぜひともそんな時間をかけないで整備され、運用方針が全職員に周知でき、合理的な運用ができるよう望みますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、2点目の、上三川町第2期食育推進計画について。

第2期食育推進計画の取り組み状況について、現在どのような推進状況になっているのか、その成果はどのようなものなのか、お伺ひいたします。

○議長【田村 稔君】 志鳥議員、1の質問の再質においての関東電波開局竣工検査、また、第2条の電波法、電波の飛距離、あとは工事完了のは数値的な、あと完了の期間の問題なので、これは後で、きょう、本日中に回答ということによろしいですか。

○6番【志鳥勝則君】 はい。

○議長【田村 稔君】 では今、前後してしまいましたが、2番の質問に対しまして、執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

上三川町第2期食育推進計画は、「食育と地産地消の実践で、『元気』、『生命』、『豊かな心』を

はぐくむ」を基本方針として、平成26年度から平成30年度までを計画期間とし、本年度を最終年度として取り組んでおります。

取り組んでいる主な事業としまして、食育の認知度や関心を高めることを目的として、ふれあい健康福祉祭りとあわせた上三川町食育フェスタの開催がございます。クイズや体験などで楽しく食事バランスや調理を学ぶことができ、団体や学校の食育に関する活動をパネルで紹介しております。また、上三川町食生活改善推進協議会にご協力をいただき、生活習慣病予防のための各種料理教室の開催や、地域に根差した普及啓発活動を進めております。そのほかにも、食の知識の普及を目的として、子どもたちから高齢者までの広い世代を対象とした情報提供を、さまざまな機会を活用して実施しております。

しかし、第3期食育推進計画の策定のために行った町民意識調査においては、残念ながら、食育の認知度や関心は増加しているものの、町民一人一人がみずから実践するということまでには至っていないという結果が見えてまいりました。今後は現在行っている事業等を見直しながら、町民全体の理解が深まり、みずから実践できるような、さらなる情報提供に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 現在進めてるのが第2期食育推進計画、そして、平成19年度に作成し、20年度から5カ年で、20年から24年の5カ年で食育基本計画ということで作成されていますが、当初つくった食育基本計画は、20年4月から24年の3月の5年間、第2期の食育基本計画は26年3月に計画しまして、26年から平成30年度の5年間っていうふうになっています。この間、平成25年度の食育推進計画が抜けてるように思われるんですが、素朴な疑問ですけども、どうしてなのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま議員おっしゃいましたように、1期と2期の間に平成25年度、この1年間あいてる期間、ございますが、この期間につきましては1期の食育推進計画を1年間延長した形で、実施のほうはしております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、計画書はつくんなかったけども、計画に基づかないで24年の食育計画を延長したということですよ。

そして、食育推進計画の中で、教育ファームっていうことがあるんですが、教育ファームの取り組みはどのようにとり行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 教育ファーム、いわゆる農業者の指導を受けながら作物を育て、食べるころまでを体験するというような取り組みでございますが、これについては産業振興課において推進してきたというような状況にございまして、小学生に農業への理解や食物の大切さを学んでいただくことを目的に、町内の7つの小学校にお願いしまして、農業体験、学習活動を実施していただいたとい

うような状況でございます。こうした中で、栽培から食べるまでの取り組みを実施したというような学校が4校あるというような状況になってございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、小学校って話が出ましたけどもが、第2期の食育推進計画の中、25ページに載っとるんですが、25ページの上段なんですけどもが、「食に感謝する心の育成」ということで、「生産者との交流や、農産物の栽培、収穫を行うことで、命への感謝の気持ちの育成に取り組んでいます」ということで、これはもう既にやっていますよというふうに計画書の中で書いてありましたが、その右側に、「対象者は保育所、幼稚園、学校ヒアリング」などとなっていますけどもが、保育所、幼稚園はどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 幼稚園、保育所などにつきましては、それぞれ民間のことにありますので、それぞれ幼稚園、保育所ごとに担当の教員、おります。その教員を中心に、独自の取り組みを行っているものと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 現実的に現場でこのようなことはやったのかどうか。やったのかどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 保育所、幼稚園あるいは学校も含めてなんですが、それぞれの現場におきます食育の状況、こちらにつきましては、町で実施しております食育フェスタ、先ほど町長も答弁の中でお話ししましたが食育フェスタ、この中で、それぞれの学校等における食育の取り組みについてパネル展示を行っておりまして、その取り組み状況を広く町民の方に周知するというので、取り組み状況の報告、させていただいております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が望んでいるのは、計画書にこういうふうなことで書いてありますので、実際に現場でやるというふうな推進が重要じゃないのかなというふうに思います。パネルで代替したということになれば、真の計画書にうたった食育推進ではないんじゃないかなというふうに思います。

それで、食育推進計画の45ページで、「安全な食の提供」ということで、取り組み内容が「学校給食に対する安心感を高めるため、調理済み給食の放射性物質の授受検査を実施し、検査結果を公表します」。これは町のホームページで随時更新ということですが、調理済み給食の放射線の検査はどうなっているのか、ホームページへの掲載はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。先ほど神藤議員さんからの質問の中でもご紹介したとおり、学校給食の放射能検査につきましては、毎日の1食分をまとめて1カ月、放射能まるごと検査を実施して

おりまして、その結果を町のホームページのほうで掲載しております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 次でございますけども、今の地産地消、食育ということで、学校給食は使用率を高めるために誠意努力しているものと思われまます。思われまますじゃなくて、努力していることが現実的に目に見えてまます。

上三川町の子どもたちの食育に対しては、地産地消に対しては、学校は学校給食という中で取り組んでおりますが、保育園、幼稚園等に対しての推進体制はどのように実際取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。推進体制の前にですね、実際の保育園、幼稚園の取り組み内容についてお話しさせていただければと思ひまます。

この計画とは別にですね、福祉課独自で保育園あるいは幼稚園のほうに聞き取り調査をした結果を申し上げます。ある保育園では、上三川町で収穫された旬の野菜、トマトでしたりキュウリ、タマネギ、アスパラ、ニラ等をですね、使った、食材を生かして、給食づくりに取り組んでまます。そのほかでは、やはり郷土料理を給食で提供するに当たりまして、上三川産のニラを使用していたという保育園もございました。

ほかにはですね、やはり地元産のタマネギ、ニラ、米、イチゴ、トウモロコシ等を使って給食を提供したというような報告を受けているものでござひまます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の課長の説明だと、実際の取り組み状況を聞き取り調査したような内容でござひまますけども、学校給食のように地産地消を50パーセント高めると、推進すると、県の方針でござひまますが、こういった共助的な、強力に推進するっていうことはやってないんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。申しわけありませんが、その部分につきまして、正確な把握はしておりません。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 多分、この食育計画っていうのは、国の方針を受けて、各自治体で取り組んでると思うんですけども、まず、この冊子をつくるのに町が予算をどの程度かけているのか。この当時、つくった予算はわからないかもしれないんですけども、今、第3期の食育推進計画をつくってるということでござひまますが、30年度の予算ではどの程度これを作成するのに予定してるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。申しわけありません。ただいまその数字、手元にはござひまませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思ひまます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が事細かく聞いて申しわけないなどは思いますけどもが、多分この冊子を、何部つくってるかわからないんですけどもが、二百四、五十万はかかっているんじゃないかと思います。中身については、ほぼ7割、8割が委託業者がつくって、職員が原稿を、言い回しを変えたり、ちょっと内容を変更したりということで、部会で意見を言っているような計画書になっているんじゃないかと思います。

この前段を見ますと、そして、先ほど町長が食育についての答弁を申されましたけどもが、食育とは大事なものですよと。健康増進に、命の源ですよというふうな同程度の、当初、答弁をいただきました。私が一番恐れているのは、せっかくお金をかけてこういうふうないい計画書をつくったって、つくっちゃえばおしまいだよというふうな計画書には絶対さしたくないと。このうたっている内容が、実際取り組んでいただきたいというふうな思っているところでもあります。大変いいことを書いて、このとおりの目的が達成されれば、ほんとに健康増進のまちづくりということで、町の食育が計画的に推進されるだろうなというふうな期待しているところでございます。

先ほど、課長のほうから食育フェスタの開催ということでありましたけどもが、上三川町第2期食育推進計画における目標値ということで、平成25年度の食育フェスタの開催は未実施ということになっておりますが、目標値の平成30年度は実施ということで、目標値を実施という言葉で掲げてますが、25年度未実施だったものが30年の現在までどの程度行われたのか質問いたします。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 食育フェスタにつきましては、平成26年、2期計画の1年目ですね、平成26年に第1回を開催しております。その後、毎年1回、健康福祉まつりと同時開催ということで、11月の初旬ですね、に開催しております。

参加者等につきましてですが、必ずしもイベントの中身が違うので、一概に数字を比較することはできませんが、第1回の食育フェスタの参加者が450名ですが、昨年度、平成29年度の第4回につきましては864名ということで、参加者の増も見込めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 時間も迫りましたので、この辺で終わらしたいと思いますが、第2期食育推進計画の冒頭で、町長の顔写真入りで「はじめに」というようなことでなっておりますが、「食は命の源であり、私たちが生きていく上で欠かすことのできない大事なものであります」と。「心身ともに健康で心豊かな生活を送るための基盤となります」ということで、また下に文面が載っておりますけどもが、こういうふうな重要な大事な取り組みということで、第3期計画の作成に当たっては、いいことを掲げるのはいいと思うんですが、実践できるような内容の取り組み、推進計画で作成していただければ、より充実した食育の推進ができるんじゃないかなということで、希望してお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、再開といたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 午前中の志鳥議員の質問の中で、答弁を留保したものについてご回答いたします。

まず、無線局につきましては、免許人の氏名または名称で上三川町。免許人の住所、栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-1。無線局の種別、陸上移動局。免許の番号、関イ第20777288号。免許の年月日、平成29年2月22日。有効期限は平成33年5月31日までと。免許局の目的、公共用業務と。その他、幾つか項目がありますが、省略いたします。

次に、周波数なのですが、周波数につきましては、かなり細分化されてるんですが、全体で言います。周波数につきましては、260.0125メガヘルツから262.4375メガヘルツ帯で許可を受けております。出力につきましては、5ワットということです。

なお、工事検査につきましては、平成30年3月15日、29年度の分を検査いたしました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。同じく午前中の志鳥議員のご質問の中でお答えできなかった部分、お答えしたいと思います。

食育推進計画の策定の予算ということでございましたが、このたびの食育推進計画、こちらにつきましては、同じく今年度策定を進めておりまして、31年度から計画の開始年度となります健康増進計画、こちら2つの計画を同時に進めるということで、1つの業者に委託してる、2つものを1つの業者に委託する形で発注をかけました。年度としましても、29年度、30年度の2カ年にわたる事業となっております。

事業費につきましては、平成29年度、こちらは主に町民アンケートと、それに対します報告書の作成になりますが、こちらが273万2,400円。そして、30年度、今年度ですが、その結果に基づきまして計画書の作成ということで、496万8,000円、合計で770万400円となっております。

なお、この計画書につきましては、まず概要版としまして各々1万部を作成しまして、これは各戸配付という予定です。また、健康増進計画、食育推進計画の計画書ですね、こちらにつきましては150部つくる予定でございまして、こちらにつきましては、例えば、健康づくり推進協議会ですとか、関連する会議の委員さんに配付して、活用していただく予定となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。



(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思います。今回、私は、第77回国民体育大会に向けての準備について、道路整備について、同報系防災行政無線についての3点について質問いたします。

まず、第77回国民体育大会に向けての準備について質問したいと思います。

2022年秋に、栃木県にて第77回国民体育大会、いわゆる国体が開催されます。本県での開催は1980年の第35回栃の葉国体以来、42年ぶりになるそうです。我が上三川町はフェンシングの競技会場となることが予定されており、今後、さまざまな準備などをしていくことになると思います。確かに、開催までまだ期間はあります。ただ、県のほうもですね、徐々に準備が始まっておりますし、直前になって慌てるよりは、何事も前倒しで準備をし、万全の態勢で本番を迎えるのが理想なのかなと思っています。

そこで、次の4点について質問いたします。

まず、1点目、我が町の実施競技であるフェンシングを町民に広く知ってもらうために、どのような具体的な方策を講じているのか。

2点目、フェンシング競技のPR、振興を図る役割を担っている地域おこし協力隊員の活動実績、成果はどのようなものか。

3点目、大会期間中は多数の来町者が見込まれ、混雑が予想されるが、どのような対策を講じていく考えなのか。

4点目、大会期間中の選手及び関係者、また観客のための宿舎はどのように確保するのか。

この4点について、先ほども申しましたようにですね、開催までまだ期間がありますので、まだ決まってないことや、これから準備することなども多々あるとは思いますが、現時点でわかっていること、決まっていることなど、答えられる範囲で結構なので、答弁を願います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

(生涯学習課長 星野光弘君 登壇)

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまの質問の1点目についてお答えいたします。

町では、フェンシング競技のPR活動として、平成28年、29年と、町民スポーツレクリエーション祭において、競技の実演、説明を行いました。町民の皆様には、フェンシングが身近に感じられるよい機会であったと考えております。

今後の予定としましては、スポーツレクリエーション祭での実演は継続して行うとともに、県フェンシング協会などと連携し、フェンシングを模擬体験できるプログラムを取り入れた無料体験教室を実施し、協議の普及、振興を図ってまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

昨年10月1日付で委嘱いたしました地域おこし協力隊員については、町民スポーツレクリエーション祭やしらさぎマラソン大会、しらさぎ駅伝競走大会といった事業の運営にも携わりながら、町、体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブのかみスポクラブなどつながりを構築し、フェンシングの普及、振興のための事業を検討してまいりました。その1つとして、ことし1月には体験教

室を実施し、小中学生24名の参加があり、好評を博したところです。

また、今年度は4月からかみスポクラブの活動として、毎週火曜日と木曜日の夜2時間、選手育成も目的とした教室を開講しております。6月1日現在での参加者数は、小学生3人でございますが、今後PR活動が進むにつれ、参加者数も増えていくものと考えております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

フェンシング競技における、国体過去3大会の平均来場者数は、1日当たり、選手、監督、大会関係者が約420人、観覧者が870人となっております。会場までの交通手段については、選手、監督は宿泊場所からバス等による直接輸送も計画しております。そのほかの大会関係者や観客については、体育センター西側駐車場の利用と、富士山公園グラウンドを臨時駐車場として利用する予定でございます。また、JR石橋駅からはシャトルバスの運行を検討してまいりたいと考えております。

以上の内容で、平成28年9月の中央競技団体であります日本フェンシング協会の正規視察では、対応として問題ないとの評価をいただいているところでございます。

次に、4点目の質問についてお答えいたします。

選手、監督、役員、その他関係者の宿舎については、県と各会場市町が連携し、宿泊施設に関する調査を行い、大会開催までに配宿計画の策定を行ってまいります。既に平成29年度に第1次宿泊施設基礎調査が実施されており、町内には会期中の大会関係者の宿泊を可能とした宿泊施設がなかったため、今後は近隣市町、及び近隣県への広域配宿を計画していくことになることが想定されます。

なお、宿泊を希望する観客につきましては、配宿計画には含まれず、各自で宿泊施設を確保していただくことになります。これについては、先進県でも同様の対応となっているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、町民にどういった告知をしているのかということですが、フェンシングという競技自体です、正直言って、余りなじみのない競技のような感じがします。私自身も、テレビでは見たことありますけども、実際生で見たことありませんし、正直言って、ルールさえもいまいまいわかんないです、私は。これは私だけじゃなくてですね、かなりの方がそうなんじゃないかと思うんですけども、先ほど課長の答弁で、スポーツレクリエーション大会とかで告知、PRの場を設けてるということなんですけども、それはすごいいいことだと思います。

ですので、今後いろいろ町とかです、いろいろやってるサンフラワー祭りとかふれあい福祉まつり、高齢者・障がい者スポーツ大会、文化祭、しらさぎマラソン、駅伝競走大会、そういうふう、各学校のですね、運動会や文化祭などでですね、そういった時間を設けてですね、どんどんそういったアピールをする場をつくっていったらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。ただいま議員がおっしゃられましたとおり、町での各種イベントですね、そういう大勢の町民の方が集まる場所でのPR活動、非常に効果的だと思いますので、今後具体的には検討してまいりたいと考えております。

また、小中学校ですね、小中学生を対象にしたPRということでは、学校に出向きまして、クラブ活動の時間とか放課後の時間とか、それぞれの学校で対応できる範囲で町から出向いて、フェンシングを子どもさんたちに知ってもらえるような、フェンシング教室というようなものを開ければということで、現在学校との調整に入っているところでございます。

それと、フェンシングのルールとか、そのあたりの周知につきましては、今現在、地域おこし協力隊のほうで、町の広報で「フェンサーへの道」と題して、ルールとかフェンシングの紹介記事を載せているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、どんどんそのPRの場をつくって、やってったらいいと思います。

それで、例えばですね、町のホームページなんかにはですね、フェンシングのルール説明とか、実際に試合をやってるですね、動画なんかを見られるようにしてはどうかと。また、かみたんメールでですね、その動画を添付して送るとかですね。そうすれば、もっとPRになって、ルールとかもわかる人が増えるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。これにつきましても、今、議員おっしゃられましたとおり、動画ですね、非常に効果的かと思いますので、今、町で行っています、主に子どもたちが参加者ですが、フェンシング教室などを動画に撮ってホームページにアップしたりとか、ユーチューブとかそういうところでアップして、皆さんに見ていただいて興味を持っていただければと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、そういった動画、こういう文字をですね、読むよりもですね、実際映像として見たり、耳で聞いたりしたほうがわかりやすいんじゃないかと思えますので、ぜひそこら辺、検討して進めていただければと思います。

あとですね、先日、下野新聞のほうに無料体験教室の記事が載りましたがけども、町の広報やホームページ、広報紙やホームページなどはもちろんのことですね、やはりテレビとか新聞など、マスコミをですね、利用すると、取り上げていただくことですね、かなりのPRになると思うんです。なんで、ちょっとそういったマスコミとのですね、連携とかっていうのも、今後ですね、どんどん進めたいと思っています。

あと、先ほども言いましたけど、開催がまだ先ということもあって、国体が開催されること自体ですね、知らない人も結構いるんです。特に若い人たちなんかはね、そうなんです。これは例えなんですけども、真岡市なんかはですね、真岡市に入る道沿いに、「イチゴのまち 真岡」とか「SLが走る真岡」、そんなキャッチコピーだったと思うんですけども、看板があるんですね、大きな道沿いにですね、入っていく。我が町も、町の境なんかの道路沿いなんかには、「かんぴょうのまち 上三川」とか、例えばですね、そういったPRの看板を作成してですね、そこに「国体代表がくるよ フェンシング 上三川で競技やるよ」なんていうですね、そういった告知なんかも入れて設置しますと、町のPRにもなる

し、国体とかフェンシングのPRにもなると思うんです。県の方ですね、そこら辺、どのように考えてるか、まだわからないとは思いますが、あとまた、町独自でやると予算の関係なんかもあると思うんですけれども、そこら辺、どうでしょうか。これは提案なんですけれども、そういった看板を設置してはいかがでしょうか、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。一般の方への国体開催の周知という関係に関しましては、前回の栃の葉国体のときに、町でも立て看板を道路沿いに何件か用意したりとか、そういうような活動というか周知、PRを行っていたようですので、今年度予算は計上しておりませんが、今後ですね、来年夏ぐらいには栃木国体が正式決定となる予定ですので、それにあわせて広告塔の設置とか、例えば、駅前の横断幕設置と、石橋駅前の横断幕の設置とか、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、看板等、いろいろアピールできることはどんどんやっていただければと思います。

次に、地域おこし協力隊員の活動内容についてお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊員の活動についてはですね、私もホームページ等でですね、定期的に確認はさせていただいておりますけれども、フェンシングだけじゃなくてですね、いろんな方面で幅広く活動されていて、非常に心強く思っております。

先ほど、かみスポ主催のフェンシング教室の話が出ましたけれども、確認なんです、これは小学生3人ということは、たしか平成30年4月から毎週火曜日、水曜日、やってるんだと思うんですけれども、それで3人ということなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。かみスポクラブで行ってますフェンシングクラブについては、会員制でして、火曜日と木曜日に週2回やってるということで、今現在の会員が3人ということになっております。ただ、町としてもいろいろフェンシング教室、やっている中で、かみスポクラブのフェンシング教室ですね、こちらのほうの問い合わせも何件か来ておまして、今2人の方が体験で参加してみたり、そのほか、問い合わせが数件ある状況にはなっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 3人っていうのはちょっと寂しいような気がしますんでね、どんどんPRして、増やしていただければと思うんですけれども、かみスポ会員だと、月、子ども3,000円なんですよね、大人が4,000円で。非会員だと、子どもが4,000円で、大人6,000円。これが高いとは言わないんですけれども、どうでしょうかね、町のほうでですね、この月会費をですね、多少なりとも助成してはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 かみスポクラブの月謝と申しますか、月当たりの参加者の負担金につ

きましては、ほかのフェンシング教室等よりは安い設定になっております。参加者への負担金の助成なんですけど、こちらにつきましては、かみスポクラブは町の助成金とか、受けずに、独立採算制で運営しておりますので、それが原則となっておりますので、参加費の助成というのは今のところ考えてはおりません。

ただ、フェンシングの普及、振興ということで、町としましても競技用品とかそういうところでの整備ですね、その辺を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 フェンシング自体が余り競技人口もいないと思いますし、結構道具一式そろえると、かなり金額かかるなんていうことらしいんですけども、大体その一式をそろえるとなると幾らぐらいですね、大体かかると考えますか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 正確な数字ではないんですけど、教室の参加者が道具をそろえまして、ちょっと聞きましたら、7万から8万かかったということで聞いております。はい。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 なかなか、始めるに当たって7万、8万かかるっていうのは、ちょっと負担が大きいかなとも思いますので、先ほど課長が言われたようにですね、道具をそろえるに当たって、やはり町としても何らかのですね、助成なりを考えていただければですね、多少競技人口もですね、増えるような気がしますんで、そこら辺ですね、ご検討お願いいたします。

あと、無料体験教室のほうですか、こちら、参加者、これ、平成30年1月からやってるんですかね。この前、新聞、載ってたのが6月6日に開催ということなんですけど、その6月6日の参加者が24名ということなんでしょうか。ちょっとそこ、確認させてください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ことし1月に行いました無料の体験教室については、まず試行という意味も含めまして単発で行い、24名の参加がありました。先日6月6日から4回、計、今年度4回の予定で始めておりますフェンシング教室、こちらのほうは内容を、参加者にフェンシングというものの楽しさを感じてもらおう、そのような、体験しながら楽しさを感じてもらおうというような内容に絞って開催しております、先日は23人の参加がございました。こちらは参加した方が23名ということで、そのほか、送迎等で保護者の方も多数いらっしゃるような状況でした。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 新聞で読んだら、定員が40名程度と、そういったことを用意してみたいんですけども、1回目っていうか、それで23名っていうのはまあまあなのかなと。ですので、今後あと3回ですか、予定されている。どんどんですね、その参加者が増えるように告知、PR等を一生懸命やっていただければと思います。

次にですね、混雑対策のほうなんですけども、先ほど課長のほうから、1日当たり420人、で、観

覧者が870人ということをお聞きしましたが、これ、会場案内とか、駐車場を含む交通整理等はどうに考えているのでしょうか。例えば、ボランティア、募集してやるとか、その方法とか、そこら辺、例えばそれ、何人ぐらい必要になるとか、そこら辺、どのようにお考えているか教えてください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 会場整理のボランティアの方ですね。こちら、人数等はまだ細かい検討には入ってはいないんですが、ボランティアさんということで、駐車場の整理とか、会場への要所要所での案内ですね、交差点等、要所要所での案内。それと、大会会場での町外からとか、来場者のおもてなし関係とか、あとは大会関係者の受け付けとか、そのようなところでボランティアさんにご協力を願いたいということで考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 まだ結構期間、ありますんですね、そこら辺、抜かりなく準備を進めていただければいいのかなと思います。

今度、宿舎の件に、聞きたいんですけども、宿舎の件をですね。先ほど答弁で、町内の宿舎はなかなかちょっと用意するのは難しいようなことをおっしゃって、近隣市町や近隣県のほうも考えるというような話でしたけども、近隣市町なんかもそれぞれ競技を開催すると思うんですね。そうしますと、宿泊場所を確保できるのかっていう疑問もあるんですけども。また、近隣県ってなると、結構なですね、移動距離がかかってしまって、例えば選手なんかに負担がかかるんじゃないかと思うんですけども、その辺、どうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 国体会期中に上三川にいらっしゃる選手等の宿泊につきましては、答弁でもちょっと触れさせていただきましたが、県のほうで第1次配宿調査というようなものを行いました。今、県内で宿泊施設の充足率が93%という数字が出ております。このようなことから、上三川町でも近隣市町とかの宿泊施設を利用することで、ホテル、旅館などが確保できるのではないかと考えているところです。

県のほうでは、選手、監督等が大会期間中は会場まで、宿泊地から理想としては60分以内。少なくとも90分以内で到着できるようなところに宿泊地を配宿したいということで考えているようです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 確認なんですけども、フェンシングの選手や関係者を、上三川町の宿舎をですね、上三川町内で手配するのは可能なんでしょうか。それとも、やっぱり難しいんでしょうか。ちょっとそこ、もう一度確認さしてください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 町内での確保というのは、ちょっと難しいのかなとは考えております。ただ、町として配宿計画をつくっていく中で、不足する分については、もう一度宿泊施設、お願いしてみるとか、あと、先ほども申しあげました配宿調査ですね、そのときのホテル、旅館等からの回答率と

というのが半分程度ですので、回答のなかったところとかに再度当たってみるとか、そのような形で上三川町近隣で宿泊施設、対応できるのではないかと考えております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 大会宿泊基本方針というものが出てると思うんですけども、そこによりますと、「会場地市町村内の旅館で収容が困難な場合は、公共施設、民家及び近隣市町村の旅館等を利用する」というふうに書いてあると思うんですね。例えばですね、わが町の中で宿舎、ホテル等、旅館、なかなか手配できなかった場合、民泊とか、例えばアパートの借り上げなんかは考えられるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 宿泊施設が不足することが想定されてくれば、そのような対応を早目にしなければならないとは考えますが、今のところ、近隣市町等の広域配宿ということで対応できそうですので、そのような方向で事務のほうを進めたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、前回ですね、1980年のときはですね、宿舎はどんな感じで手配したんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 前回のときは、日産自動車株式会社さんのアパートですね、そちらを宿舎として充てていたようです。そのような記録が残っております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 期間もまだありますんで、そこら辺ですね、選手や関係者の負担にならないようにですね、できるだけ環境を整えてあげていただければと思います。

それで、まだ国体でちょっと関連で聞きたいんですけども、国体に向けてですね、町として、例えば、新たなPR、名産品、特産品などを何か開発などを考えてるのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 それでは、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

現在、本町ではブランド認定制度を始めたということがございますんで、その中ですぐれたものについてPRを図りつつ、ブランド認定品がより多く輩出されるよう、今後周知等を積極的に図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それではですね、例えば会場のですね、体育センター、今、増築工事、計画されていると思うんですけども、そのようにですね、複数年にわたり大規模な予算措置をしなければいけないようなものは、国体に向けてですね、現在何か計画されてるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。現在のところは、国体の改修工事について、複数年かかる大型予算ということで考えております。そのほかは今、検討段階にあるものはありませんが、今後について

は、大会の運営ですね、実際の大会の運営のほうでの予算ということで、相当の予算措置が必要と考えています。その点につきましては、県のほうの補助制度、こちらも今後明らかになってくると思いますので、それに合わせて考えていきたいと、検討していくことになるかと思っております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 過去にですね、国体が来るからといって、いろいろ建設しちゃったりですね、かなりの税金を投入して、無理やり特産品などを開発したはいいが、それが全くの不評で、国体後、負の遺産としてですね、財政を逼迫させたなんてこともあったようですので、我が町はですね、あくまで身の丈に合ったですね、それでいて万全な準備で本番を迎えられるようにですね、引き続きご尽力お願いいたしますので、次の質問に移りたいと思います。

では、道路整備について質問いたします。

道路整備の仕方その自治体の未来が見えるという人がいます。私もそう思ってる一人です。我が町の道路整備状況を見ますとですね、町長初め関係職員の方々は、限られた予算の中で町の将来と町民のことを考え、懸命に整備をしていると思います。しかし、まだ行き届いてないところ、整備しなくちゃいけない道路もあるかと思えます。

そこで、1点目として、これはちょうど1年前にも同様の質問、させていただきましたが、石橋駅東地区と中心市街地を直線的に結ぶ構想路線、予定4号線の整備凍結を解除し、早期に整備すべきと考えるが、町長はどう考えますか。

2点目として、緊急車両の通行や車両同士のすれ違いが困難である狭隘道路に対し、早急に拡幅整備すべきと考えるが、町長はどのように考えているのか。

以上2点について質問いたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

予定4号線は、都市計画マスタープランに基づき、中心市街地と石橋駅東市街地を直線的に結び、両市街地の連携性を高める軸として位置づけされた構想路線であります。これまで、石橋駅前通りと明治中学校南西の交差点間の延長約1.4キロメートルを事業区間として、平成19年度に基本設計、平成20年度に境界確認、用地測量、詳細設計を行い、平成21年度に地元説明会を開催し、用地買収を開始する予定でありましたが、国の道路特定財源の改革があり、補助事業による財源確保が極めて困難な状況になったことから、平成21年11月19日付で事業の凍結をしております。

現在、予定4号線の事業再開のめどは立っておりませんが、今後の社会情勢や財政状況などを踏まえながら、長期的な視野に立ち、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

道路幅員が4メートルに満たない、いわゆる狭隘道路は、緊急車両の通行の妨げや災害時の避難を困難にするだけでなく、日常の通行にも不便を生じるなど、良好な住環境を形成していく上で大きな課題であり、早期に解消していかなければならないと考えているところであります。

しかしながら、整備に当たっては用地の確保や物件の移転、さらには財源確保などの多くの課題がご



ございます。いずれにしましても、安心して安全なまちづくりを推進するためにも、限られた財源の中で整備すべき路線の緊急性や必要性を十分考慮し、地域の実情にあわせた整備を進めていく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、予定4号線のほうからちょっとお聞きしたいと思うんですけども、地元地権者に説明したその当時のですね、状況。皆さん、納得されてたのか。また、地権者の人数、お教え願えますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

まず、先ほど申しましたように、平成19年に事業の説明会を地元で行いまして、平成21年度に境界確認等を行ってございます。そのときの地権者の数でございますが、地権者の数につきましては77名でございました。その中で、境界確認の了承に至っていない地権者が数名いたというようなことでは聞いてございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それではですね、仮に凍結を解除した場合、ルート等ですね、計画はそのままなんでしょうか。それとも多少、もうかなり凍結して期間がたってますんで、現状に合わせてある程度見直す場合もあるのか、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問でございますが、基本的にはですね、以前の計画をベースとしてですね、考えていくことになるのではないかとこのように考えてございます。しかしですね、まだ解除の見通しは立ってございませんが、解除の時点でのですね、道路構造の基準等に準拠した形での修正等はあるものと考えてございます。

いずれにしましてもですね、事業が決定された時点におきまして、再度ですね、関係自治会や地元地権者等の説明を行いましてですね、もう一度計画に対するご意見等を聞きながら進めていく事業になるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その凍結した計画ですと、駅の東からですね、明治中西側の交差点まで、約1.4キロの整備計画だったということですけども、その先はどうされる予定だったのか。そのままなのか。

明治橋ですかね、明治中の南側にある橋。あそこなんか、かなり狭いんですよ。なんで、中学生なんか通学してるところに車が通ったりなんかすると結構危ないんです。なんで、もしですね、凍結するようなことがありましたらですね、一気に新4号までですね、拡幅等を含めてですね、整備してはいかがと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど来、町長が申したとおり、予定4号線はですね、石橋駅東口と町中心市街地を結ぶ幹線道路としての位置づけをされた構想路線でございます。当初選考した計画では、先ほど言ったように、中学校の西の交差点までの1.4キロというふうなことでございましたが、当然ですね、それから町の中心市街地の新4号のですね、交差点までの約1.8キロございます。そちらについてもですね、当然将来的には構想路線としてですね、整備のほうを検討していくものというふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 いかんせん、予定5号線のほうの整備もありますし、予算も大きいので、なかなか難しいのは理解しております。しかし、前回の質問でもちょっと言わせていただきましたけども、JR石橋駅がありますんで、いわば我が町の西の玄関なのかなと思います。その玄関から例えばタクシーで中心市街地まで来るのに、道も細くですね、くねくね曲がってばかりじゃどうしようもないと思うんで、どうかですね、早期の凍結解除をお願いいたします。

では次に、緊急車両、狭隘道路について質問したいと思います。

町のほうでですね、4メートル未満の道路がどのくらいあるのか、把握はされているんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

4メートル未満の道路の延長ということで、道路台帳上ですね、町道の認定道路、町道として認定してる道路はですね、総延長で約430キロになります。そのうち、4メートル未満の道路につきましては、道路台帳上のおおよその延長になりますが、約120キロということで、総延長に対して約30%ぐらいが4メートル未満の道路というようなことになってございます。

そのほかですね、町道認定にされてない、認定外道路というふうな道路もございます。そちらのほうも含めると、相当の延長がまだ4メートル未満の道路であるということになると思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 例えばですね、緊急車両が狭隘で通行できないような道路なんていうのはあるんでしょうか。町のほうでは、ある程度そこら辺、把握してるのでしょうか。道路法上、道路交通法、土地改良法など、法律上に明記されてる法律上の話で結構なんですけども、そこら辺っていうのはある程度把握はできるんでしょうか、町のほうで。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 道路台帳上での延長の把握しかされてございません。そういうことでですね、緊急車両が通れない道路というふうなことで、先ほど言いました4メートル未満でもですね、緊急車両の大きさによってはですね、十分通れるというふうには考えてございます。現在までですね、火災等があつてですね、消防車とかが入っていけなかったっていうようなことでの事例等はですね、今

現在、都市建設課としても確認はしてございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 あるような気がするんですけどね、どうしても入っていけないところが。私もちょっと政治活動でご挨拶なんかしに行ったときなんかはですね、結構、「ここ、消防車、通れると思う？」なんて言われたところが何件かあったんで、実際は入っていけないところがあるのかなとも思うんですけども、緊急車両とかですね、道路整備、例えば、ほかの市町何かにはですね、緊急車両の道路整備拡幅事業や、狹隘道路拡幅整備事業など、自治体によって名称はさまざまなんですけども、そういった事業をやっているところもあるようなんですけども、我が町でも何か同様の事業みたいなこと、やっているようなんですけども、そこら辺、具体的にちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

狹隘道路の事業としましては、当町としまして、狹隘道路のですね、寄附に係る助成金の交付事業というものを行ってございます。こちらの事業につきましては、狹隘道路に接した敷地にですね、家や石塀などを新設とか増設する場合については、建築基準法でですね、道路の中心線から2メートルバックしなくてはならない。いわゆるセットバックというふうなことは義務づけられてございます。そういうふうなことで、セットバックした用地をですね、町が取得または管理することによって、当該の狹隘道路のですね、解消を促進するということで、後退用地のですね、寄附をしていただいた方にですね、助成金を支払うというような事業でございます。

助成金としましては、後退用地の寄附に伴っての境界確認とかですね、測量、分筆登記に係る費用の一部を、30万円を限度として助成する事業でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、寄附をしていただいた方に助成ということですけども、過去に実績はあるのでしょうか、そういった。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまのご質問、実績ということですが、平成18年からですね、狹隘道路の申請の受け付けを開始してございまして、申請者につきましてはですね、申請件数としては127件の申請がございました。そのうちですね、この寄附の対象となりまして寄附した件数については、昨年度までで8件というふうな数となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 127件の申請のうち8件ですか。多いのか少ないのか、よくわかりませんが。

私の家の近くもですね、富士見台自治会と西浦自治会の西側をですね、南北に結ぶ町道3-176号線などはですね、狹隘で車両がすれ違うのも大変なんです。その町道3-176号線はですね、側溝整

備事業が計画されてるようなんですけれども、どのような計画なんですか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまのご質問でございます。多功、西浦地区につきましてはですね、現在雨水のですね、放流先がないというふうなことで、側溝等のですね、整備がおこなわれてるというふうな現状がございます。

それで、町のほうとしましてはですね、今現在、県のほうで県道の拡幅工事を進めてございます。それに伴って、県のほうで調整池を設置するというので、今年度もう事業化されてですね、用地買収、工事にかかるというふうなことになってございます。県と協議を行いまして、その県でつくる調整池にですね、放流先を、町の側溝の放流先として、町も費用の負担をするということで、町としましては多功、西浦地区の側溝整備事業というふうな事業として位置づけしまして、今現在、事業のほうを進めてるところでございます。

今年度につきましては、今年度の事業としましては、県の負担金、県が行います調整池の造成工事に関する負担金の支出、31年度より、現道内にですね、順次側溝整備を計画してるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そのような計画があるのであれば、ほんとに狭くてですね、すれ違うのも大変なので、側溝整備とあわせてですね、拡幅工事もやったらいかかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。議員が申してございます町道3-176号線という線はですね、県道の結城石橋線の踏切の少し先からですね、富士見台に抜ける、今現況の幅員ですとですね、約3.8から4メートルの道路になってございます。その中に側溝を今後計画してございますが、そこを拡幅するというふうなことになりますと、当然地元の方の協力、用地の協力、または、物件移転等の協力が必要になってくる事業になってくると考えてございます。今現在においてですね、町道3-176号線の要望、拡幅等については、地元自治会からもですね、そのような要望はまだ町には提出されていない状況でございますので、今現在について、町道3-176号線の拡幅整備というものについては現在計画はされておりません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それで、地元のほうからそういった要望が上がってくれば、検討はしていただけるということよろしいでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。要望事業で要望が上がってくれば、すぐに事業化になるかというふうなこととなろうかと思うんですが、ご存じのようにですね、道路整備に関しましては各自治会から毎年多くの要望書が出されてございます。そういうふうな中でですね、なかなか要望に、需要に関して町の整備が追いついてないというような状況でございます。そういうふうなこともあることから、そ

の事業のですね、緊急性とかですね、必要性を十分検討しながら、町内全体でですね、そういうふうな優先順位を決めて、整備のほうは行っていくというような考えでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 道路を通す、整備するというのは、ほんとに莫大な予算もかかるし、時間もかかると思います。用地交渉、用地取得一つとってもですね、大変な労力を要すると思います。それは理解しております。

しかし、町の将来、町民の生活レベル向上などをですね、考え、早期に整備すべき箇所を的確に判断していただくことをですね、お願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

では、3点目の防災無線の質問に移ります。

近年の国内における大規模災害発生の状況等に鑑み、我が町でも町民の生命と財産を守るため、早期に同報系防災行政無線を整備する必要があると考えるが、町長はどう考えますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

防災無線の整備については、平成26年の当時に設置されました上三川町防災行政無線整備運用検討委員会の中で決定された施策をもとに、整備を進めてまいりました。そのため、町では同報系防災行政無線については整備をする予定はございません。

町民への情報伝達方法につきましては、平成27年2月より、Jアラート情報を用いた登録制メールにより、緊急災害情報や気象情報などの配信を実施しております。緊急災害情報としては、弾道ミサイル攻撃等に関する国民保護情報、大雨警報や洪水警報等の気象情報、また、栃木県内で震度4以上の地震が発生した場合に関する地震情報の配信も行っております。今後も登録制メールのさらなる普及や、町ホームページ、テレビのデータ放送等のさまざまな手段を駆使いたしまして、情報を伝達してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 今の答弁だと、平成26年の検討委員会のほうでそう決定したということですが、その検討委員会ですね、メンバー、また、どのくらいその検討委員会を開いたのか、またですね、その検討委員会の位置づけはどんな位置づけなのか。やるやらないの最終決定はどういったことで、例えば予算がないとか、必要ないとか、いろいろ理由があったと思うんですけども、その理由を教えてくださいませんか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。町長の答弁したとおり、平成26年に上三川町防災行政無線検討委員会を立ち上げまして、都合2回の検討会を行っております。メンバーとしましては、当時10名の方がメンバーになっております。役職等で申し上げますと、まず町長、それから町議会の代表、それと町関係団体の代表者として5名の方、自治会連協の代表者、上三川

町コミュニティ連絡協議会の代表者、上三川町福祉協議会の代表者、上三川町女性団体連絡協議会の代表者、上三川町消防団の代表者、それから石橋地区消防組合本部の職員の方、下野警察署の職員の方、それと上三川町小中学校長の代表者の方の10名で検討されました。

検討会議は、第1回が平成26年8月29日に開催してございます。第2回が、平成27年3月25日に開催してございます。2回の検討会の結果ですね、検討会としましては防災行政無線の整備についてということで、次の3点を重点的に整備するというところでございます。まず1点目としましては、サイレン吹鳴装置のデジタル化、2番目として、町広報及び消防自動車の移動系防災行政無線のデジタル化、3番目としまして、指定避難所への移動系防災行政無線の整備。こちら3点をまず重点的にやるということでございます。現在におきましては、先ほど町長が答弁したとおり、それ以外ですね、かみたんメール、また、栃木テレビのデータ放送、そういうものを使って情報伝達の手段のほうを整備しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 2回開かれたということですけども、ちょっと2回じゃ何か少ないような気がするんですよ。

その後、最後は平成27年3月25日ということでしたけども、その後に熊本の地震があったりとかもしてますし、また、移動系とかを先、重点的に整備するっていうのはわかるんですけども、それが同報系を整備しないという理由にはならないような気がするんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 当時の会議の中でですね、同報系で音声で町民の皆様に情報を伝達すると、言葉で伝達するのに、スピーカーから確実に伝わるのが半径250メートルというふうな話がありました。そうするとですね、町内に、単純計算ですけど300基弱のですね、それを立てなきゃならないのかっていうふうな話にもなりまして、今手元に数字はありませんが、かなり何十億というですね、整備が必要になってくるというふうな資料もいただきました。

実際、うちの町で、上三川町で災害が想定されるのが、やはり台風とかですね、暴風雪、そういうふうなところになると思いますが、台風で例えば風、雨が強いときには、どこもピチャッとサッシなどを閉めて、例えば雨戸なんかを閉めて、外の音が結構風の音とかそういったところで、家で、中で情報をとるためにテレビなどをつけるとですね、外での音声での発信をしてもですね、それが聞き取れないというふうな状況が、他の事例でですね、全国の事例でそういうのも報告されて、その音声での伝達方法ということでは上三川町の状況を鑑みてそぐわないということで、移動系というふうに話になっていったように記憶をしております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 聞こえづらいっていうのは確かにあると思います。私も真岡に住んでいたことがあります。そのときに防災無線だって、確かに聞こえづらかったときもありました。特に強風のときとか、大雨のときとか。

今、予算の話も出ましたけども、ちょっと消防庁が出している『防災行政無線の整備にご理解を』という、『(同報系)』っていうのがありまして、その中で、あくまでも幾つかの例なんですけども、例

えば「人口6万7,000人、面積85キロ平方メートル」で、子局というんですか、「子局27局で総費用が1.5億」なんていうのも出てるんです。町長がおっしゃるように、そこは基準がどうなのかわからないんですけども、その後、やはり熊本地震がありましたんで、やはりもう一度ですね、検討する必要もあるのかなと、正直言って僕は思ってるんです。

特に、これ、私の実体験です。東日本大震災のときに、私、ある衆議院議員の秘書をやってまして、そのときに、もうあのときは電気はつかない、携帯もつながらない、水道はとまる、全てが混乱してたと思うんですね。明るいときには、結構住民、町民、国民の方は、皆さん、外に出てたと思うんですけども、日が暮れると、家の中でろうそくや懐中電灯で過ごしてたようなちょっと記憶があるんです。

一応私はですね、政治にかかわっておりましたので、何かをしなくちゃいけないと思って、ある町役場に行って、町長さんとか職員の方と相談して、事務所にあった街宣車です。町民に避難場所などを知らせるために街宣して回ったんです。余震が続く中ですね、電気もなく、情報もなく、みんな不安だったんだと思うんです。街宣車で走っていくと、もう暗いんですけど、あちこちからですね、出てくるんです、人が。後日ですね、その町民の方に感謝していただいたんです。また、「声のお守りをありがとう」というんですね、手紙も、お礼の手紙も届いたりしたんです。その町はですね、その後、すぐに同報系防災無線を整備したんですけども、私はそういった経験上ですね、やはり同報系防災無線の必要性を強く感じている1人なんです。

確かに、町長おっしゃるように、同報系防災無線は聞こえづらいっていうのもあると思うんです。でも、人間ですね、やはり情報が欲しいときは、みんな聞く耳を立てると思うんです。東日本大震災のときがそうだったようにですね。そりゃ、大雨とか強風のときは聞こえないですよ。だけど、だからって整備する必要がないという人もいますんですけども、でも、防災は読んで字のごとく、災いを防ぐんですから、事前に警報を発令するのもですね、用途の1つですし、災いは大雨や強風だけじゃないと思うんです。場合によっては、戸別受信機っていうのがあるそうなんです。どうしても聞こえない地域にはですね、そういった戸別受信機を町です、家庭に配置するなり、貸し出すなりしてもいいんだと思うんです。実際に、そのように対応してる自治体もあると思うんです。

ですので、町長、どうでしょう。確かに検討委員会でそういった決まった事実はあるんですけども、その後、いろいろ気候の変化とかもありますし、もう一度検討するのも必要なのかなと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 はい。3.11の後にですね、同報系無線を導入した自治体がたくさんあります。先日、国交省の防災、減災の会議に私も出向いてまいりました。そこで同報系無線を整備した自治体はですね、やはり聞こえないので、今、議員おっしゃるように、戸別の受信機を入れないと結局聞こえないということで、外でのスピーカーでの効果はですね、少しどうなのかなっていう話が出ていました。議員おっしゃるように、今は戸別の受信機のほうに整備をしないと、町民の皆さん、その市民か町民か、住民の皆さんに情報の伝達ができないというふうな報告が、幾つかの自治体からされてるっていうのも国交省のほうから伺っています。

そういう事例もありますので、それで今、我々の町としては移動系無線の整備が終わったところでは

ので、どういった形で町民の皆様に情報伝達ができるかっていうのは、これは研究してまいりたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、いろいろ聞こえづらいついていうの、確かにあるんでしょうけども、全国です、同報系の整備率っていうのが出てるんです、平成29年3月31日現在で。それが全国で78.9%の、市町村数で言うと、1,741のうち1,374の自治体が整備している。関東で言いますと、343のうち320が整備してる。整備率は93.3%っていうデータもあります。ですので、ぜひですね、町長、いろいろ難しい事情とかはあると思うんですけども、もう一度検討、ぜひよろしくお願いします。

もう時間ですので、以上で今回の私の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時29分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 5番・小川公威君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 では、早速ですが、通告の順に従って質問に入らせていただきたいと思います。

1番目に、少子高齢化と長寿化が進む中、ひとり暮らしの高齢者が年々多くなっていると思います。しっかりと自立をして元気に暮らしている高齢者が多い一方で、健康面など、不安を抱えながら、ひとりで暮らしている方もいらっしゃいます。

今は元気でも、年齢を重ねれば重ねるほど体力は衰えていきますし、何かと不安要素は増えていきます。また、同じ敷地内や近所に家族が住んでいればいいのですが、離れて暮らしている家族の方々は、高齢のご家族の生活ぶりを不安に感じている方もいらっしゃると思います。そこで、やはり高齢になっても健康で安全にひとり暮らしを続けていくには、周囲からの何らかの配慮や支援が必要です。

そこで、当町では具体的にどのようなサポートをしているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

(保険課長 川島信一君 登壇)

○保険課長【川島信一君】 ただいまのご質問についてお答えします。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者も増加しています。多くの高齢者が、もし介護が必要となっても、可能な限り自立した生活を続けたいと考えています。

町では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的としつつ、可能な限り住みなれた地域で生活を継続できる仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを進めています。高齢



者の生活を総合的に支えていくための相談窓口として、地域包括支援センターでは介護、健康、福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。また、町内3カ所の在宅介護支援センターに委託し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を訪問し、高齢者の在宅介護に関する相談に応じています。

そのほか、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への支援として、緊急事態に対応できる安否確認機能のついた緊急通報装置や、特殊詐欺撃退器の貸し出し事業を行っています。また、町内の事業者と協定を結び、見守りネットワーク事業を展開し、地域ぐるみで見守り体制の充実を図っています。

昨年度から町社会福祉協議会が中心となり、小学校区ごとに住民みずからが地域の課題について話し合う、支え合いの場づくりが始まりました。また、一昨年度から実施している、地域の居場所づくりのボランティア養成講座のほか、本年度はひとり暮らしなど、高齢者を支える訪問型のボランティアの担い手を養成する講座も開催する予定となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 いろいろなサポート体制が整っているっていうのは、今の答弁で十分わかったんですけど、その中に安否確認のシステムっていうのがあったかと思うんですけど、今現状、その安否確認のシステムっていうのをご利用されてるひとり暮らしの方っていうのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 30年4月1日現在、83台設置しております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 あともう1点。今ひとり暮らしのご老人というか高齢者の方って、何名ぐらい町にはいらっしゃるんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 今現在、75歳以上高齢者でひとり世帯の場合は、317名でございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 65歳以上っていうふうにくくると、何名ぐらいになりますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 すいません、高齢者ということで、75歳以上ということでのデータしか、ちょっと今、手元にありません。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、今安否確認のほう、システムっていうか、83台、83名っていうことでいいのかなと思うんですけど、対象となるのは、そうすると75歳以上の方っていうことになるんですかね。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 安否確認通報システムにつきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らしで、健康状態、身体状態に不安があり、緊急時に迅速に行動することが困難な方ということで、また、身体障害者1級または2級のひとり暮らしの身体障害者ということですので、あくまでもこの75歳以

上ということではなくて、65歳以上、なおかつ健康状態、身体状態に不安があって、緊急時に通報することが困難な方ということで、設置のほうを進めています。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、よほどのことじゃないっていうか、最近も町内で孤独死っていうか孤立死っていうんですかね、された方がいらっしゃったみたいで、発見されるまでに相当の時間がかかったようです。気づいたのも、新聞がたまっていたことで不審に思ったことがきっかけで、近所の方からってような形でだったようなのですが、そこで、そうするとこのような事例が起こるといことは、そのようなシステムを設置してなかった方だと思うんですけど、今言ったような、お答えいただいたような方でないと、設置っていうのはしていただくことっていうのはできないんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 現在ですと、携帯のほうも随分普及してますし、そちらで通話できる方も高齢者で随分おられるかと思えます。それと、ひとり暮らしの317名、この数字にはちょっとこちらでは把握できない部分ってということで、病院に入院してる方、こちらの数字も含まれております。施設入所については、こちらで把握できますので、これを省いた数字になってますんで、その辺からすると、まだそれが必要な方はいるかもしれませんけども、それは先ほどの事業の説明の中で、在宅介護支援センターのほうにお願いしまして、ひとり暮らし、また、高齢者のみの世帯を訪問して、そういった方々の相談に乗っているその事業の中で、この方は必要だということがあれば必要なので、設置のほうの手続へとつなげている段階であります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、そういった方が訪問していただいた中で相談、例えば本人が相談して、そういった物がつけてもらいたいんだっていうことであれば、町のほうではそういった形で対応してもらえるっていいんですかね。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 そうですね、該当する方については、どんどん設置する方向で町のほうも進めています。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、先ほどのお話だと、不自由であったりとかっていうお話だったんですけど、どうしてもやっぱりそういう人ばかりじゃなくて、孤立死っていうのは突然やってくる場合もあるわけなので、自分では例えば健康に自信があったとしても、いつ何があるかわからないってものだと思うんですけど、そういった中で、例えばそういった訪問された方が、こういった通報システムがあるんですっていうのを、各、訪問した中で説明っていうのはされてたりするんですかね。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 はい、必要に応じて説明のほうはしています。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 っていうことは、そういった訪問された方がその先々で必要かどうかっていう

のを判断されるっていうことでいいんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 その方が判断するという部分もありますし、訪問した結果、どういう状況だったについては、逐一といいますか、1カ月分程度まとめまして、町のほうに報告が上がってきますんで、その報告書の中から町のほうでこれは必要ではないかっていう部分については、町のほうからまた在宅介護支援センターに連絡して、つける方向に話、進めてもらうように、またお話のほう、してるところです。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 わかりました、ありがとうございます。

それでは、先ほどもちょっとお話しさせていただいた、不幸にも孤独死を迎えてしまった場合の町の対応についてになります。例えば、近所の方が発見をし、役場へ連絡をしてきた場合、どのような対応をとられているのですか。また、どのように対応するか、マニュアルっていったものがつくられているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 それぞれの方について、個別のケースでいろんな場合がありますので、マニュアルというのは特にはないということになります。一般的なものといいますと、高齢の方でそういった方については、ほとんど何らかの介護のサービスを受けている方とかがあります。そのサービスを受ける段階で、本人のほかに家族等の連絡先等も把握しておりますので、そういった連絡が町のほう、入りましたらば、そういった家族のほうへ町のほうで連絡するなりして、次の手続に進めるように支援してるところです。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういったひとり暮らしの方ってというのは、いろいろな面でサポートが必要になってくると思うんですけど、仮に例えば、急に亡くなられてしまったっていった場合、今、遺族の方がっていうお話だったんですけど、例えば、遠方に皆さんいらっしゃって、なかなか対応ができない、そういった場合、今は遺品整理、そういったもの、たくさん整ってきてるっていうか、遺品整理業っていうのがあるかと思うんですけど、この上三川町にも遺品整理の業者が1社あるそうですが、町としては今後、上三川町だけではなく、いろいろなところにそういった遺品整理業者っていうのがあるかと思うんですけど、登録制などをとって、協力を仰ぐ考えってというのはありますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 すいません、その遺品整理関係まで、ちょっとこちら、まだ把握してないんで、そういった案件、起きた場合には、そういったやってくれるところがあるかっていうのは至急調べて、手続をとるなり、次の支援にむけていってるのが現状です。もし可能であればそういった情報をもって、その次はそういったものを利用して、スムーズな手続がとれるように検討していきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、ぜひそういったものを前向きに検討していただいて、いろいろな

情報を収集していただければと思います。

それでは、高齢化が進む一方の社会では、今お話しをさせていただいた孤独死ですとか遺品整理、そして、次の質問にもある空家問題っていうのは同時に起こり得る問題であり、これから絶対に避けて通ることのできない問題だと思いますので、スムーズな対応ができるようにしていただきたいというふうに思います。

それで、今ちょっとこちらに、そういったものの中で、エンディングノートっていうのを、今あるのはご存じでしょうか。これは、遺品整理士協会っていうのが作成しているもので、その他いろいろあって、例えば、これは狛江市の行政のほうで用意しているエンディングノートです。

これは、狛江市の場合にはホームページからダウンロードをして、プリントアウトして使ってくださっていくことになってるんですけど、正直、なかなか高齢者の方にパソコンでダウンロードしてもらって、プリントアウトして使ってくださっていくのは難しいんじゃないのかなと思うので、本として窓口で配るとか、あとは安価で販売するっていうほうがいいんじゃないのかなとは思うんですけど、これには別に決まった書式とかはないそうで、どういったものを書くかっていうと、自分の入ってる保険であったりとか、それからあと、今後こうしてもらいたいとか、いろんなことを書けるようになってます。書式っていうのは特にないので、いろんなパターンがあるんですけど、上三川町、この町でも独自のものを当然研究していただいて、つくってみてもらえればと思うんですけど、エンディングノート自体、そういったものが存在してるっていうのは、まずご存知ですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 上三川町でも、「かみしるべ」というエンディングノート、「よりよい未来のために」という、こういったもの、1枚ぺらなんですけども、こちらのものをつくっております。昨年の健康福祉まつりで配布したり、事業等で配布したりっていうことで、こういった関係する事業のときにお渡しして、利用していただければということで進めております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ごめんなさい、すいません。ちょっと僕のほうでも勉強不足で、ごめんなさい。

こういったノート形式っていうか、1枚のぺらのものであっても何でも、残しておくっていうことが、遺族にとってはすごく大切なことっていうか、残された者に対して少しでもプラスになるようになっていくか、足しになるようなもので残せればいいなと思いますので、先々またこういったいろいろなものが書けるものに改良していただければなと思いますので、ぜひ検討してください。

それでは次に、年々増加する2番目の空家問題についてお尋ねします。

年々増加することが考えられるというよりも、増加している空家について、町ではどのような対応を考えているのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

(建築課長 川島勝也君 登壇)

○建築課長【川島勝也君】 ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

上三川町の空家につきましては、昨年度実態調査を実施いたしまして、175軒の空家につきまして、現状を確認いたしました。空家等の対策を効果的、計画的に推進するため、今年度より空家等対策協議

会を発足いたしまして、他市町の実例等を研究し、所有者等による適正管理促進や空家等の利活用促進に関する事項など、対策の方針や取り組み等を示した空家等対策計画を作成いたしまして、今後対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、空家のほうが今175件というお話だったんですけど、全ての所有者っていうのを把握されてるんですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 所有者等、所有者、管理者等、把握してございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 これは空家対策特別措置法っていうのに基づいてのものになるかと思うんですけど、これの目的っていうのが、地域住民の生命、身体または財産を保護する、地域住民の生活環境の保全を図る、空家等の活用を促進する、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する、以上のとおりで、これらの目的を達成するためっていうことだと思うんですけど、この後、こういった法律の中で特定空家っていうのがあるかと思うんですけど、特定空家っていうのは、そのまま放置すれば、倒壊など、著しく保安上危険となる恐れのある状態、そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態っていうのが特定空家になるそうなのですが、町独自に、これ以外に何か基準を設けたりしてるのかっていうのが1つ。

それから、今後町ではそういった特定空家をどのような方法で判定をするのか、教えていただけますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 町といたしましては、特定空家の基準につきましては、国の空家特措法に沿って行いたいと考えております。具体的にはですね、先ほど、今年度から空家対策協議会を今年度発足いたしまして、具体的にはそちらのほうで特定空家等を確定していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 特定空家っていうふうにみなされると、まずは助言、指導とか、次に勧告、命令、そして、行政代執行っていうふうになっていくのかなと思うんですけど、勧告をされると、特定空家などに係る敷地について、固定資産税などの住宅用地特例の対象から除外されるそうで、固定資産税等も上がるようになるかと思うんですけど、そういった勧告を町でした場合に、当然に即座に固定資産税っていうのを上げるようなお考えなのですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 固定資産税につきましては、税務のほうと調整しながら行っていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、即座についていうか、どういった感じで今お考えなんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 今、地方税法とか特定空家特別対策措置法にあるとおりのことで、特定空家と認定された段階で、軽減が外れることになるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、勧告ってなった段階でそういったことを所有者の方に伝えるっていうことになるわけですね。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 そのような形になるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それはわかりました。

それで、上三川町空家等対策の推進に関する条例っていうのがあるかと思うんですけど、そちらについて、1点。条文の中に、助言、指導、勧告、それから、命令についてっていうのは明記されていたのですが、その後の行政代執行については明記されていないのには何か理由があるのでしょうか。町のホームページ上で、空家対策っていうかに関するのを見ると、そちらのほうには行政代執行について明記されてるんですけど、条文の中にないていうのは何か理由があるんですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 行政代執行につきましては、国の行政代執行法がございますので、そちらのほうで行っていくような形になるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それもあるのかなと思うんですけど、ほかの自治体、いろんなところ、当然こういった空家対策の条例ってあるんですけど、特に、幾つか見た中では全て、助言、指導、勧告、命令、そして、行政代執行について書かれてるんですけど、特に上三川のものを見ても、今そういった国のっていうお話だったんですけど、そういったものに関しても何も触れてないんですけど、多分、見た人、全然それに関してわからないと思うんですけど、どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 行政代執行につきましては、国の上位法の、先ほどの特措法ですね、第14条第9項に行政代執行、その中に、「行政代執行法の定めるところに従い」行うっていうことでありますので、そちらのほうで行っているような形になるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今の14条の9項でしたっけ、おっしゃったの。条例の中に、例えば14条1項から3項までっていうのに関しては書かれてるんですけど、9項のことにに関しては多分、条例の中にも載ってないと思うんですけど、どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 条例には代執行につきましては載ってはいませんが、先ほど申し

上げましたように、特措法のほうで代執行のほうを明記してございますので、そちらのほうで行っていくことになるかとございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういった形であれば、どこかにそれを明記するべきなんじゃないかなとは思いますが、そこら辺はちょっと考えていただければと思います。

ちょっと先ほどの質問でもしたように、勧告っていうような形になると、住宅用地の特例から除外をされてしまって、固定資産税っていうのは最大で4.2倍まで増えてしまうそうです。そうすると、つまり費用をかけて、お金をかけて解体をして、さらに税金が上がってしまうっていうことであれば、誰も好き好んで解体をしようとはしないんじゃないかなと。しかしでも、空家を放置しておけばさまざまな問題が起こり得ると想定されるわけですから、具体的にどうすべきか、どうしたらいいのかっていうお考えはありますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空家の除却等につきましては、県内でも空家の除却に関する補助金等、実施している自治体は幾つかございます。今後はですね、これから策定します空家等対策計画を作成していく中でですね、国の補助制度などをですね、調査研究をしまして、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうするとですね、今、国の補助制度とかっていうお話もありましたし、自治体によっては補助金を出すなどっていったところもあるかと思うので、そこら辺は研究をしていただいていると思うんですけど、そうなる前に当然特定空家のこととか、それからあと、勧告ってなった段階で固定資産税等が上がるっていうことを、もっと周知することも必要なんじゃないかなと。だから、放置じゃなくて、今、所有されてる方が管理、そういった形で持っていけるような周知の仕方ってのが重要なんじゃないかなと思います。

また今、県内には25の市町がありますが、栃木市を初め11の市町では、既に空家バンク、設置してあります。これも定住人口を増やす施策の1つになるんじゃないのかなと思うんですけど、町ではそういった空家バンク、導入して活用する予定はありますか。もし、導入するっていうのであれば、具体的なスケジュール等は決まっていますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空家バンクにつきましては、私のほうで把握してる限りでは、県内で19自治体あるかと思っておりますけども、今後ですね、活用可能な空家につきましては、空家バンク等を設置することによりましてですね、利用希望者に対する情報提供や、町の支援などを進めていきたいと考えてございます。

具体的には、これから進めていくわけなんですけど、今後対策の計画を策定する中でですね、案はあわせて進めていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 すいません、僕のほうが少ないみたいで。19ってことですかね、自治体。

そうすると、25のうち19が導入してるってことは、もうほぼ、何割ぐらいになるんですかね、8割近くが導入してるってことで、かなりそうするとちょっと後手後手なんじゃないのかなと思うので、ぜひ早目に考えていただければと思います。

先ほど、国の補助とか、あとは、つい先日だと鹿沼市なんかでも、載ってたんですけど、解体した場合に最大で50万円の補助ということで、ただ、それは市内の解体業者さんとかを使うのが条件っていうような形だったと思うんですけど、上三川町でもそういった町独自の補助っていうのをちょっと考えていただければと思いますし、あとは土地の寄附、空家の所有者の方に寄附をしていただくのを条件に、例えば建物を町のほうで除去して、それを購買、売るっていうのも1つなんじゃないかなと思ったりもするので、いろいろな空家対策ってあるかと思うので、ぜひ調査研究していただいて、町に一番合う施策っていうか、そういったものを考えていただければと思います。

それでは、最後の質問になります。3つ目の質問になります。

小中学生の学力向上についてになりますけれど、これは2年前の6月の議会で一番最初に質問させていただいてから、何度か質問させてもらってることになりますけれど、まず第1に、5年目を迎える学習サポート事業ですが、参加の生徒数やボランティアの講師の数も順調に増えていて、当初夏休みだけだったものが冬休み、春休みにも実施をし、授業のコマ数、そういったものも増えています。

そこで、さらに充実したものに進めていくためにはどのようなこと、何か考えていらっしゃいますか。よろしくをお願いします。

すいません、あと、春休みの学習サポートに中学1年生が参加できるようにするにはどのようにすればよいか、お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

ご承知のとおり、学習サポート事業の目的は、中学生に学校以外の多様な学びの機会と場を提供することにより、学習の習慣化や学習意欲の高揚を図り、ひいては学力の向上につなげることにあります。また、熱意ある地域の方々にボランティア活動を通じた活躍の機会と場を提供させていただく事業でもございます。

ボランティア講師の登録数は年々増加し、開催回数の増加に伴い、参加生徒数も増えている状況でございます。今後も学生ボランティアも含めたボランティア講師の確保に努め、ボランティア1人当たりが対応する生徒数を少なくすることにより、手厚い学習支援につなげたいと思います。さらに、次世代の地域の担い手である生徒とボランティア講師との触れ合いの中で、生徒が地域に支えられた自分を実感することにより、地域を愛する心を育んでいきたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

学習サポート事業に参加する生徒の交通手段は、主に自転車での移動を想定しておりますが、入学前の新中学1年生の自転車の利用範囲は小学校区を中心としたものであり、ふなれな小学校区外への利用は交通事故等の心配があります。こうしたことから、生徒の安全を第一に考え、これまで参加対象者としてございませんでした。



しかしながら、今後につきましては、保護者が会場までの送迎に関し配慮し、責任を持っていただくことが可能であれば、新中学1年生の参加を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今答弁いただいた中に、学生ボランティアの確保っていうお話っていうか答弁があったんですけど、具体的に学生ボランティアを確保するために、何か施策っていうか、考えてはいらっしゃいますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学生ボランティアの確保につきましては、県内の宇都宮大学、あるいは白鷗大学に担当者が出向いて、ボランティアの募集をしているところでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば宇都宮大学の学生っていった場合に、ボランティア、参加をしてもらうっていうことは、一切の謝金等、いただいはいけないというふうに大学から言われてるそうで、交通費も多分そう、その1つっていうふうに伺ってるんですけど、この上三川まで来る手段としてどういうふうなものがあると、そうするとお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 これまでの例では、大学の正門まで職員が出向いて送迎ということもございました。また、町内の在住の学生の応募もございました。その場合には、それぞれの交通手段、各自で考えて来ていただいているような状況がございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 町内在住であれば、車を持ってたりとか、あとは多分、僕が見た中では送迎っていうか送り迎えしてもらってたりっていうような感じで対応してたと思うんですけど、今答弁いただいた中で、大学までの、大学の正門までの送り迎えっていうふうになると、多分町のほうでも相当な負担になってしまうのかなとは思いますが、実際のところ、どうですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 送迎については、負担は当然出てくるかと思えます。また、石橋駅までの送迎というようなこともうたっていたこともございます。いずれにしても、一番現実的なのは町内在住の大学生に、志のある学生に参加していただくことが一番ではないかと考えております。その辺については、さらに努力をしていかなければならない、そんなふうと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それに関しては、成人式の日にはパンフレット等を入れていただくっていうような形で何か考えていただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

ちょっとそれとはまた別で、こういったより充実させていくために、参加する生徒さん、あとはその保護者の方、そういった方を集めての事前の説明会とか、そういったものを開催するお考えっていうのはありますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 事前の説明会については、募集の段階ではこのような形ということであって募集しておりますので、保護者の負担、さらには生徒の負担等も考えますと、そのような形の事前の集まりというものは考えてございません。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、授業中っていうか、そういったサポートの事業の中で、教科書を持ってきてねとか、あとは、辞書を用意してねとか、伝えているのはご存じかと思うんですけど、なかなか持ってこない、持ってきてくれないっていうのが実情です。そういったものも含めて、親御さんともども、学習サポートに参加しているっていう共通の認識っていうか、意識を持っていただく上では必要なんじゃないかなと思いますけど、そこら辺はどうお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 やはり事前の周知というものは大切かと思っておりますので、募集の段階での通知文、あるいは、場合によっては保護者へのお願い等も含めて、募集の文章の内容については検討してみたいと思います。改めて、日を改めて事前に集まっていたらというのは、ちょっと負担が大きいかな。また逆に、ボランティアの講師の先生方については、非常にありがたいことに、新たな講師の先生も増えておりますので、ボランティアの方々がどんなふうに生徒とかかわっていくかという、手引きといたらばちょっとおこがましいですけども、共通理解的なものはそろえていく必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひその通知文等で理解してもらえるように、そんな方向づけをしてもらえればと思います。

次に、あとアンケート、とられてるのはご存じかと思うんですけど、生徒さんのほうに。これを例えば事後、当然事後になるかと思うんですけど、アンケートを保護者の方にもお願いしてみてもどうかと思うんですけど、どう思いますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 これまでは、参加者に対するアンケートのみとっておりましたが、いろんな角度から事業について検討する上で、アンケートに保護者向けのアンケートも検討はしてみたいと思います。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 当然、保護者の方もさまざまな考えの方がいらっしゃると思うんですね。この学習サポートの場を居場所がわりっていう言い方をしたらよくないのかもしれないですけど、そういった形で捉えている方もいらっしゃるかもしれないですし、当然、学習の効果を望んでる方もいらっしゃると思うので、そういった意味でも、アンケートをとるっていうのはすごく重要なんじゃないかなと思うので、事後のものっていうか次回、それ以降に生かせるように、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、あと春休みに新中学1年生、参加できるようにするにはっていうことで、今、送迎をして

いただくっていうのが条件でっていうことでよかったんですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 はい。保護者の送迎というようなことを前提にして考えております。夏休み中の子ども学習会などについても、保護者の送迎ということをやって実施させていただいております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほど、小学校は小学校区内っていうような形でのお話だったと思うんですけど、一応3月31日までが小学生、4月の1日からが中学生っていうような形になるのかなと、立場上っていうか、とは思うんですけど、例えば、先ほどの答弁にあった小学校区内っていう話であれば、今回で言えば、4月以降だけの参加でもいいんじゃないのかなっていうふうに思ったりもするんですね。送迎っていうふうな形になると、なかなか条件的に難しいっていうお子さんっていうか、生徒さんもらっちゃうんじゃないのかなと思うんですけど、4月以降であれば中学生っていうことになると思うので、そういった形の対応っていうのは難しいですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 小学校の指導では、各学校で多少違いはあるんですけども、春休み中のさまざまな、自転車の乗り方等々については、中学校入学までは小学校のルールでやっていきましょうっていうことで指導してる学校が大半かと思います。

それともう1点、中1という学年は、これは警視庁の調査ですけども、年齢別の交通事故発生件数が小6と中1では2倍になるっていう結果が出ております。これは、他の1年生、小学校1年生の交通事故、中学校1年生の交通事故、さらには高校1年生の、交通事故といっても自転車の事故ですけども、これは大きな3つのピークがある。1年生という時期は非常に環境が変わるというようなことで、事故に遭いやすい、注意すべき時期でもあるというふうな、そのようなデータもございます。現実、私たちもそれは実感しておりますので、そこだけはやはり、学習も大切ですけども、安全、より大切にしたいというふうに考えてございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 多分、中学1年生が事故に遭う率が多いっていうの、高くなるっていうのは、1つ、乗りなれない自転車っていうのがすごく大きいのかなとは思うんですね。小学生の間に乗ってた自転車じゃなくて、中学校へ入学するに当たって新たな自転車を購入して、それを乗るっていうことで、乗りなれてない部分もあって事故に遭う率が高くなるっていうか、あとは、行動範囲っていうのも出てくるのかもしれないんですけど、そういった諸々あるかと思うんですけど、1つ、提案っていうか、逆に乗りなれた自転車で来てもらうっていうのも1つかなと思いますし、少しずつ改善していけばなっていうのが正直なところなので、まずは来年の春、送迎というようなことで対応していただけるっていうか、考えていただけるのであれば、まずはそこから始めていただければと思います。ぜひ、まだ時間はあるのでいろいろと検討していただいて、来年の春、中学、新しい、新中学1年生が参加できるような形になればと思うので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、これで質問を終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日 9 日及び明後日 10 日は休会とし、11 日は午前 10 時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後 3 時 23 分 延会